第２編　風水害･共通対策編

第１章　基本的な考え方

市は、市民生活に甚大な被害が及ぼされる大規模な風水害に対処すべく、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

本編における風水害防災計画は、過去の災害事例及び水害、土砂災害危険箇所等により想定される災害を考慮し、想定される被害の程度、機能支障に対して、より現実的、計画的な風水害対策の実施を目指すものとする。

また、本編には、次の各編に関して、風水害対策と共通する事項を定める。

第３編　地震災害対策編
第４編　南海トラフ地震防災対策推進計画編
第５編　火山災害対策編
第６編　その他の災害対策編

なお、本編に記載する共通事項のほかに、各種災害対策において特に留意すべき事項については、各種災害対策編に記載する。

第１節　災害の想定

第１項　既往災害の事例

本市における過去の災害事例は、集中豪雨や台風等の風水害が多くを占めている。

７月から９月にかけての台風シーズンには、台風の経路が九州西部を通過するような経路をとるときに災害が発生しやすく、台風の影響により活発化した前線による雨に台風による雨が加わった場合に被害が拡大する。

昭和 50 年以降で被害の大きかった既往災害の記録は、次のとおりである。

《 被害の大きかった風水害の降雨量記録（昭和 50 年以降）》

発生日	災害名	1 時間雨量	24 時間雨量
昭和 51 年 6 月 22～25 日	集中豪雨	68.0mm	204.0mm
平成 5 年 7 月 31 日～8 月 1 日	大雨	61.0mm	308.0mm
平成 5 年 9 月 3 日	台風 13 号	63.5mm	224.5mm
平成 9 年 9 月 16 日	台風 19 号	41.5mm	271.5mm
平成 16 年 8 月 28～30 日	台風 16 号	38.0mm	280.5mm
平成 17 年 9 月 4～6 日	台風 14 号	33.5mm	429.0mm
平成 18 年 6 月 23～24 日	大雨	72.5mm	113.0mm

平成 22 年 7 月 2～4 日	大雨	45.0mm	234.0mm
平成 24 年 7 月 22～23 日	豪雨	96.5mm	108.0mm
平成 28 年 9 月 19～20 日	台風 16 号	88.0mm	156.5mm
平成 30 年 9 月 29～30 日	台風 24 号	50.0mm	247.0mm
令和元年 6 月 30 日～7 月 3 日	大雨	48.5mm	372.0mm
令和 4 年 9 月 15 日～19 日	台風 14 号	51.5 ㎜	538.5 ㎜

《 被害の大きかった風水害の例（昭和 50 年以降）》

種目	細目	被害	災害名	発生日
人的被害	死亡	1 人	台風 14 号	平成 17 年 9 月 4～6 日
		1 人	台風 16 号	平成 16 年 8 月 28～30 日
		1 人	台風 19 号	平成 9 年 9 月 16 日
		1 人	台風 14 号	令和 4 年 9 月 17～19 日
	重傷	2 人	台風 14 号	平成 17 年 9 月 4 日
		1 人	大雨	平成 18 年 7 月 21～23 日
		1 人	台風 15 号	平成 23 年 9 月 15～21 日
	軽傷	5 人	台風 15 号	平成 27 年 8 月 24～25 日
		4 人	台風 16 号	平成 16 年 8 月 28～30 日
		3 人	台風 4 号	平成 19 年 7 月 12～15 日
住家被害	全壊	2 戸	台風 14 号	平成 17 年 9 月 4～6 日
		2 戸	大雨	平成 22 年 7 月 2～4 日
		1 戸	台風 19 号	平成 9 年 9 月 16 日
		3 戸	台風 14 号	令和 4 年 9 月 17～19 日
	半壊	81 戸	台風 14 号	平成 17 年 9 月 4～6 日
		2 戸	大雨	平成 22 年 7 月 2～4 日
		1 戸	台風 16 号	平成 16 年 8 月 28～30 日
		80 戸	台風 14 号	令和 4 年 9 月 17～19 日
	床上浸水	151 戸	台風 19 号	平成 9 年 9 月 16 日
		104 戸	台風 20 号	平成 2 年 9 月 29 日
		78 戸	集中豪雨	昭和 51 年 6 月 22～25 日
		7 戸	台風 16 号	平成 28 年 9 月 19～20 日
		8 戸	大雨	令和元年 6 月 30～7 月 3 日
		210 戸	台風 14 号	令和 4 年 9 月 17～19 日
	床下浸水	269 戸	台風 19 号	平成 9 年 9 月 16 日

		263 戸	台風 20 号	平成 2 年 9 月 29 日
		190 戸	集中豪雨	昭和 51 年 6 月 22～25 日
		63 戸	大雨	令和元年 6 月 30～7 月 3 日
		34 戸	台風 16 号	平成 28 年 9 月 19～20 日
		25 戸	台風 14 号	令和 4 年 9 月 17～19 日

注）被害の人数及び戸数は、宮崎県災異誌「災害の記録」に公式の被害記録として掲載されているものから抽出し、平成 27 年の被害記録は「宮崎県の主な災害情報一覧」（宮崎県）による。また、被害が大きい順に掲載している。

第２項　災害の想定

本市に発生する災害で、発生頻度が高く、人命や家屋等の財産、農林産物や農林業施設等に大きな影響を与える災害は、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川の氾濫等である。

想定される災害の規模は、過去において被害の大きかった平成９年台風 19 号、平成 17 年台風 14 号、平成 28 年台風 16 号、令和４年台風 14 号を基準として考慮する。

また、災害の発生場所は、【第１編 総論 第４章 第２節「災害危険箇所」】を主として想定する。

第２章　災害予防計画

第１節　風水害に強いまちづくり

項　目	担　当
第１項　河川氾濫に伴う浸水想定区域の公表等	総務部、土木部、各総合支所
第２項　土砂災害警戒区域の公表	総務部、土木部、各総合支所
第３項　災害危険箇所対策	総務部、土木部、環境森林部、消防局、各総合支所
第４項　建築物の安全性確保	総務部、土木部、各総合支所
第５項　複合災害防止体制の整備	総務部、各総合支所
第６項　廃棄物処理対策	環境森林部

《 基本方針 》

市は、災害危険箇所対策等の実施等により、風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第１項　河川氾濫に伴う浸水想定区域の公表等

１　浸水想定区域の公表

①　市は、浸水想定区域内の地下施設（地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）または主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。

②　①に係る施設の名称・所在地、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

２　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、及び浸水想定区域内の要配慮者等の特に防災上の配慮を

要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地を、防災マップ等により住民に周知する。

避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項は以下のとおりである。

① 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて選定した洪水時の避難所について周知を図る。

② 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が完了するよう高齢者等避難を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織や自治公民館等の協力が得られる体制づくりを推進する。

なお、避難行動要支援者の避難については、「都城市要配慮者避難支援プラン」（令和３年３月改定。以下「避難支援プラン」という。）に基づき実施する。

第２項　土砂災害警戒区域の公表

市は、警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、広く住民に公表する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第３項　災害危険箇所対策

１　災害危険箇所調査の実施

市は、災害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、洪水、地すべり、山崩れ、その他の異常現象により災害が発生するおそれのある場所について、あらかじめ調査し、実態の把握と応急対策の研究に努める。

（１）調査の実施者

災害危険箇所の調査は、市の防災担当部署を中心に、消防局、消防団、警察、自衛隊等の関係機関と、当該地域の住民によって実施する。

（２）調査の対象

災害危険箇所の調査は、災害により住民の生命、身体及び財産に被害を及ぼすと考えられる河川、防災重点ため池、がけ地及び土石流のおそれがある地域等で、関係機

関による調査等で危険箇所として位置付けのある場所、及び地域の住民により通報のあった場所とする。【総則編 第４章 第２節「災害危険箇所」参照】

（３）調査の方法

① 住民から、危険である旨の連絡があった場合は、随時、市の関係部署及び関係機関と共同して調査を行う。

② 関係機関合同による調査を計画的に実施し、参加した各機関が調査対象箇所に対する認識を深めるとともに、相互に意見交換を行うことによる連携の強化と防災対策の改善を図る。

③ 調査の実施に当たっては、個別に「災害危険箇所調査票」等を作成して状況を記録し、これを台帳として整理する。

（４）調査結果の活用

災害危険箇所の調査の結果は、次により処理する。

① 災害時における対策の確認をするとともに、不十分な事項については必要な対策を防災関係機関及び各対策部で検討し、住民及び関係機関への周知を図る。

② 公共土木施設等に係る場合等で、市または県として緊急な対策を要する場合は、速やかに施設の管理者や関係機関に連絡し、必要な対策を講じる。

③ 民地や民間の建物等のみに係る場合で、公共的な工事による対策が望めず、緊急を要する場合は、所有者や関係者に対して、安全かつ適切な対策を講じるよう指導する。

この場合、市は、できる限りの支援を行う。

④ 新たに災害危険箇所として位置付ける必要のある場所、または対策工事等の施工及び開発等による地形の変化により災害の危険が解消された場所、その他状況が変化した事項等については、これに応じて地域防災計画に必要な修正を加える。

２　防災に関する研究成果等の収集

市は、防災に関する学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集することにより、効果的な応急対策の推進を図る。

３　その他災害危険箇所

（１）水防計画の重要水防箇所

市は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、または指定河川について水防警報が発せられたとき等には、水防計画書に示す重要水防箇所の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団(消防団)を配置する。

通報その他災害予防上必要な事項については、水防計画書に定めるところによる。

（２）主要道路交通途絶予想箇所

市は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

なお、落石等の指定箇所については、【第２編　第２章　第３節「道路交通関係施設の整備と管理　《道路防災総点検結果に基づく要点検路線》」に示す。

４　災害危険箇所の調査結果の周知

（１）災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等と協力して、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織や住民の参加を得て行うよう努める。

（２）災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

①　市は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。

②　市は、①以外に把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべり等の危険性について調査し、結果を住民に周知する。

（３）災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により住民に周知する。

①　災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した防災マップの作成・掲示・配布を行う。

②　広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や自治公民館等の活動等、あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

第４項　建築物の安全性確保

１　防災建築の促進

市は、建築物の多数を占める木造住宅については、建築主や関係事業者に対して、住宅建設の際は台風・暴風対策も含めた防災対策を行うよう広報・啓発に努める。

また、木造の公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設・建替えを行う。

２　建築物の災害予防措置

① 雪崩、地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険を及ぼすおそれがある区域内の居住者が、危険区域外に移転する場合の住宅の新築、並びに建築基準法第 10 条の規定により特定行政庁から住宅の除却、移転または改築の命令の予告通知を受けたものが移転する住宅の新築または改良については、その費用について、住宅金融公庫の特別融資がなされるため、該当者への融資利用の広報により、これを促進し安全化の向上を図る。

② がけ地近接等危険住宅移転事業は、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県が必要な助成を行う制度であることから、急傾斜地崩壊防止対策と併せ、これを促進し、住民の生命の安全を図る。

３　重要施設の安全性確保

不特定多数の者が利用する建築物、学校、医療機関等の応急対策上重要な建築物については、風水害等に対する安全性の確保に特に配慮する必要がある。

よって、市はもとより、民間の建築主や関係事業者に対してもその重要性の広報・啓発に努める。

４　関連施策の推進

市は、災害時の避難路の確保のため、施設管理者等に対して、建築物の外壁や看板等の落下物対策及びブロック塀や道路に面した自動販売機の転倒防止等の安全対策を図るよう広報・啓発に努める。

また、施設管理者等は、上記の安全対策のほか、建築物における天井材など非構造部材の脱落防止、家具等の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等にも努めるものとする。

第５項　複合災害防止体制の整備

市は、複合災害（同時または連続して２つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）による被害の深刻化を防ぐため、複合災害に対する備えの充実を図る。

① 複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

② 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員することで後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等について定めておく。

③　様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第６項　廃棄物処理対策

市は、災害時に発生する廃棄物の処理を、迅速かつ効率的に行える体制等を整備する。

（１）災害廃棄物処理計画の見直し

所管施設の被災状況及び必要作業量の調査方法についてのマニュアル作成や、災害時に排出される廃棄物を一時保管するための候補地の確保等について検討する。

（２）仮設トイレ等の確保

災害時における仮設トイレの設置及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

（３）収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

（４）廃棄物処理施設の設置に関する協議

災害時の迅速な廃棄物の処理を行うため、あらかじめ知事に対して、災害時に設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設及び委託する事業者について協議し、同意を得ておく。

第２節　災害発生前における体制の整備

項　目	担　当
第１項　警報等の伝達体制の整備	総務部、各総合支所
第２項　避難誘導体制の整備	総務部、地域振興部、福祉部、健康部、こども部、教育委員会、各総合支所
第３項　災害未然防止活動体制の整備	総務部、土木部、各総合支所
第４項　り災証明書発行体制等の整備	総務部、各総合支所、消防局
第５項　各種データの保存及びバックアップ体制の整備	関係各部

《 基本方針 》

市は、風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動、り災証明書の発行体制等を整備する。特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、要配慮者、特に避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する。

また、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

第１項　警報等の伝達体制の整備

市は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとするほか、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておく。

市及び防災関係機関は、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

第２項　避難誘導体制の整備

市は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導体制を整備する。

１　避難対象地区の指定等

市は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・がけ崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、住民、自主防災組織等と連携して、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

２　避難計画の作成

市は、関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容の避難計画を作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

①　災害危険箇所の概況
②　住民への情報伝達方法
③　避難所・避難路
④　避難誘導員等

また、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

３　要配慮者対策

市は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自治公民館、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難行動要支援者に関する情報の共有により、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

特に、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和７年６月）」及び都城市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例（平成 28 年条例第 48 号）をもとにして、避難行動要支援者の登録制度を確立し、避難行動要支援者名簿の作成による情報把握、市・支援者・関係機関の間で情報共有するとともに、個別避難計画を作成し、避難誘導及び安否確認の支援体制の整備に努める。

また、土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設は、避難の実効性確保のため、避難確保計画の作成、避難訓練の実施に加えて市町村へ報告を行わなければならない。

４　避難情報の基準の明確化

市は、原則として、避難情報について、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」

（令和３年５月）を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準を定めておく。

特に、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

避難指示の発令の際には，避難所を開設していることが望ましいが，避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は，躊躇なく避難指示を発令するとともに，そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

なお、災害が発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するが、指示した際には速やかに県知事に報告する必要がある。

５　避難情報の伝達系統・伝達体制の整備

市は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるようあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、主に以下のような伝達手段により、あらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備する。

① テレビ放送（ＢＴＶケーブルテレビを含む。）
② ラジオ放送
③ 市防災行政無線
④ 緊急速報メール
⑤ 災害情報共有システム（Ｌアラート）
⑥ Facebook 等のＳＮＳ（ソーシャルネットワークシステム）
⑦ 広報車、消防機関による広報
⑧ 電話、ファクシミリ、登録制メール
⑨ 消防機関、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

６　自主避難体制の整備

市は、住民が気象警報・注意報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民への指導に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓

練を行う等、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

また、住民は、豪雨などにより災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合などにおいては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

７　避難所、避難路の安全確保

市は、避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

第３項　災害未然防止活動体制の整備

市は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うとともに、平常時より水防計画の作成をはじめ、水防活動の体制整備や危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保体制の整備に努める。

また、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

第４項　り災証明書発行体制等の整備

市は、住民の生活再建を迅速に実施するために必要となる「被災者台帳」を作成するため、り災証明書発行体制を整備する。

り災証明書発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人員数・資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討の上、順次必要な整備を行う。

また、総務部と消防局は、被災住民に迅速かつ的確な対応が取れるよう、関係各部等と事前協議等を行い、り災証明書発行事務に係る連携体制を確立する。

なお、り災証明書の発行に際しては、被災した住家の被害認定調査を行う職員の確保が必要となることから、認定を行うための被害認定調査体制の整備を図るとともに、正確かつ速やかに調査を行うことができるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」や、県や被災経験のある自治体より調査経験のある職員の協力を要請し、被害認定調査を担当する市職員の研修等の実施により、ノウハウを持った人材の育成に努める。

第５項　各種データの保存及びバックアップ体制の整備

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップ

が可能な体制の整備を行う必要がある。

市においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

第３節　道路交通関係施設の整備と管理

項　目	担　当
第１項　道路交通の安全性の確保	土木部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、災害が発生した場合においても安全な交通が確保できるよう、平常時から所管する道路及び道路施設について点検を行うとともに、安全性を維持するために必要な補修または改良を行わなければならない。

また、災害時の応急対策活動や消火活動の支障となるおそれのある道路等については計画的な整備改善を図る。

第１項　道路交通の安全性の確保

１　道路等の点検と対策

①　道路または橋梁本体の老朽化や隣接地の形状の変化により道路が弱体化していないか点検し、必要な補強または改良を行う。

②　山腹の道路、または河川、水路沿いの道路においては、路肩が決壊するおそれがないか点検し、必要な補強または改良を行う。

③　法面のある道路にあっては、落石のおそれがある浮き石や法面のひび割れがないか点検し、必要な除去作業や保護工を行う。

④　排水施設については、土砂等の堆積による排水不良箇所や漏水箇所がないか点検し、必要な浚渫または補修を行う。

⑤　転倒すると道路を遮断するおそれのある道路附属物や植栽等について点検し、必要な補強を行う。

⑥　浸水想定区域内の道路については、側溝蓋の破損状況や転落防止柵の設置状況等を点検し、冠水時における歩行者の事故を未然に防止するための必要な安全対策を講じる。

２　道路防災総点検の結果の活用

豪雨等による災害を防止するため、国土交通省の指導により道路法面の安定性等について点検を行う「道路防災総点検」の結果を踏まえ、要対策箇所については、早期に対策工事を実施するほか、未対応箇所及び道路防災カルテ作成箇所については、パトロールを実施する等状況の変化に注意する。

《 道路防災総点検結果に基づく要点検路線 》

路線名	等級	所在地	区分	警戒事象
下川崎･佐土平線	1	関之尾町	2	落石･崩壊
渡司･古江線	1	美川町	2	落石･崩壊
高野･夏尾線	1	高野町	2	落石･崩壊
高野･大塚線	1	高野町	2	落石･崩壊
今平･下川崎線	2	関之尾町	2	落石･崩壊
金御岳公園線	2	安久町	2	落石･崩壊
尾首山･馬渡線	2	夏尾町	2	落石･崩壊
乙房･谷頭線	1	野々美谷町	2	盛土
大倉田･宮ノ前線	2	美川町	2	盛土
田野･西田野線	1	吉之元町	2	盛土
青井岳中河内線	1	山之口町青井岳	1	落石･崩壊
六十田大久保線	2	山之口町六十田	2	擁壁
田尾田辺線	1	高城町有水	2	落石･崩壊
七瀬谷太郎線	2	高城町有水	2	落石･崩壊
田辺雁寺線	2	高城町有水	2	落石･崩壊
蓑野井之城線	1	高城町四家	2	地すべり
蓑野蕨ヶ野線	2	高城町四家	2	地すべり
修行田中線	1	山田町山田	1	落石･崩壊
山之神大生線	その他	山田町山田	1	落石･崩壊
上椎屋大生線	その他	山田町山田	1	落石･崩壊
石風呂上椎屋線	2	山田町山田	1	落石･崩壊
下是梶原線	2	山田町山田	2	盛土
日向前田駅霞神社線	2	高崎町前田	2	落石・崩壊、擁壁
後平中轟線	1	高崎町縄瀬	2	落石・崩壊、擁壁
椎屋岩瀬ダム線	1	高崎町笛水	2	落石・崩壊、盛土

※「等級」は、1：1級市道、2：2級市道である。
「区分」は、1：対策を要する箇所、2：防災カルテを作成し対応する箇所である。

３　道路、橋梁等の整備

市は、道路または橋梁等の新設、改良を計画するときは、当該道路の防災上の位置付けや地域における防災上の役割を勘案して構造及び規格を検討する。

また、市街地においては、緑道や広幅員の道路、公園等が延焼遮断帯の役割を担うことも考慮し、火災の延焼防止に努める。

第４節　ライフライン施設の機能確保

項　目	担　当
第１項　水道施設の整備	上下水道局
第２項　下水道施設の整備	上下水道局
第３項　ガス、電力、通信施設の整備	宮崎ガス、九州電力、九州電力送配電、ＮＴＴ西日本

《 基本方針 》

上下水道施設及びガス、電力、通信施設は、災害時の応急対策のみならず市民生活に必要不可欠なものであることから、各施設管理者は、平常時から被害の予防や軽減のための措置を講じ信頼性の向上に努める。

第１項　水道施設の整備

１　水道施設

（１）応急給水、復旧体制の整備

①　災害時の応急給水に備えて給水車、給水タンク、給水袋等の資機材を整備する。

②　緊急連絡体制及び動員計画、応急復旧の方法等についての詳細を定めたマニュアルを作成し、効率的な災害応急対策を図る。

（２）応援体制の整備

甚大な被害により管理者による応急復旧作業が困難な場合に対処するため、関係団体や隣接市町との応援協力体制を確立する。

（３）基幹的施設の安全性の向上

浄水場や配水施設等の防災機能を向上させるとともに、平常時から施設や設備の点検を行い、老朽化した管路等については耐久性のある施設への更新を行う。

（４）安全性の高い水道システムの構築

バイパス管、仕切り弁等の増設により市民生活への影響を最小限度に抑えるよう努める。

（５）給水の安全性の確保

災害による水質の悪化、汚濁、汚染等の防止、または被害の軽減を図るため、必要となる資機材及び薬剤等の整備を行う。

（６）水道業務継続計画の策定

災害対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう「下水道ＢＣＰ策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編)」（国土交通省）等を踏まえて上下水道事業業務継続計画（上下水道ＢＣＰ）を策定し、必要に応じて随時見直しを行う。

第２項　下水道施設の整備

１　下水道・農業集落排水施設

（１）復旧体制の整備

① 停電時における施設の稼働に必要な非常電源設備等を整備するとともに、継続的な点検により安定性を確保する。
② 汚物の貯留、中継施設の確保、処理施設代替方策等について検討しておく。
③ マンホールトイレ等への対応を検討しておく。
④ 処理施設や管路が被災した場合に対処するため、緊急連絡体制及び動員計画、応急復旧の方法等についての詳細を定めたマニュアルを作成し、効率的な災害応急対策を図る。

（２）応援体制の整備

甚大な被害により市による応急復旧作業が困難な場合に対処するため、関係団体や周辺市町との応援協力体制を確立する。

（３）基幹的施設の安全性の向上

幹線管渠、処理場、ポンプ施設等の基幹的施設については、施設の改修や老朽管の更新を計画的に行い、より高い安全性を確保する。

（４）下水道業務継続計画の策定

災害対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう「下水道ＢＣＰ策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編)」（国土交通省）等を踏まえて上下水道業務継続計画（上下水道ＢＣＰ）を策定し、必要に応じて随時見直しを行う。

第３項　ガス、電力、通信施設の整備

ガス、電力、通信施設の災害発生を未然に防止するための対策の詳細は、各事業者の業務計画によるものとする。

１　ガス施設　［宮崎ガス株式会社（都城支店）］

ガス施設の災害発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

（１）工場設備

①　設備の保全基準の維持

施設全体について、台風、地震、火災等の災害に対する予防対策として、施設のそれぞれについて保全基準（点検、検査基準）を策定の上実施するものとする。

②　台風及び地震対策

工場は「災害予防計画」を策定し、警戒体制及び非常体制の具体的措置を定めるものとする。

③　防火管理

工場は「火災予防計画」及び「消防計画」を策定し、防火責任者を選任して次の予防点検を実施する。

ア　調　査

毎年１回、危険物関係及び高圧ガス関係防火対象物並びに消火設備について調査し、リスト及び配置図を作成する。

イ　防火責任者の予防点検

防火責任者は、次の事項について定期及び臨時の点検を行う。

・建物、工作物、火気使用場所、危険物関係施設、電気機械設備、消火設備、通報設備、避難救助設備、その他

（２）導管設備

導管の材質接合方法、工事方法等の設置基準及び作業基準を定めて実施するほか、次のような保安業務を平常業務として実施する。

①　漏洩検査

導管漏洩検査、臭覚検査、橋梁管検査、自社地下埋設物調査、大口需要家調査、需要家巡回調査を定期的に実施するほか、漏洩多発箇所、自社工事跡等について重点的に特別調査を実施する。

②　他工事現場の防護

他企業の地下埋設物工事等については、宮崎県地下埋設工事等連絡協議会において策定した長期計画に基づき、関係機関と緊密な連絡の下に導管等の防護に当たる。

③　中圧路線調査

前記の漏洩調査以外に、路線パトロール及び毎年１回特別調査を実施する。

（３）需要家関係施設

①　各需要家宅の屋内におけるガス漏洩防止策として、メーター入口の手前には、すべてメーターガス栓を取り付ける。また、流量センサー、圧力センサー、感震器等と接続された遮断回路及び遮断弁を内蔵したマイコンメーターの普及を図る。

②　引込管内径 70mm 以上の需要家その他必要と認められる需要家には、道路と敷地の境界付近部分に遮断バルブを設置する。

③　各需要家宅の屋内におけるガス漏洩早期発見対策として、ガス漏れ警報器等の普及を図る。

２　電力施設　［九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社］

（１）電力設備の災害予防措置

①　水害対策

ア　水力発電施設

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施する。

ａ　ダム、取水口の諸設備及び調整池・貯水池の上下流護岸

ｂ　導水路と渓流との交叉地点及びその周辺地形との関係

ｃ　護岸、水制工、山留壁

ｄ　土捨場

ｅ　水位計

イ　送電設備

ａ　架空電線路

土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

ｂ　地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ　変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

②　風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

③　雷電対策

ア　送電設備

架空地線の設置、アークホーンの取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷電を予知した場合は、系統切替等により災害の防止、または拡大防止に努める。

イ　変電設備

電気設備に関する技術基準による雷電対策の他、必要な箇所には耐雷遮へいの強化を行う。

また、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ　配電設備

架空地線の設置及び耐雷機材（アレスター、限流アークホーン等）の取り付けによる雷害対策を実施する。

④　土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質等を考慮して、状況により擁壁、石積み、排水溝等の対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平常時から関係箇所へのＰＲを徹底する。

（２）防災業務施設及び設備の整備

①　観測、予報施設及び設備の整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

②　通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

（３）災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確

保にも努める。

また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

（４）電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般の消費者に対しては、平常時からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の利用や、パンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、次の事項に対する認識を高めるよう広報活動を行う。

ア　無断昇柱、無断工事をしないこと。
イ　電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所等に通報すること。
ウ　断線垂下している電線には絶対触らないこと。
エ　浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。
オ　屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
カ　電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
キ　その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

３　通信施設　［西日本電信電話株式会社（宮崎支店）］

災害に備えるための通信施設の信頼性向上対策は、以下のとおりである。

（１）通信設備

①　中継センタの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センタを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

②　中継伝送路の２ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の２ルート化（ループ化）を図っていく。

③　耐震・防風対策

ＮＴＴビルや無線用鉄塔は、震度６程度の地震及び風速 60m/sec にも耐えられる設計になっている。

また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

④　停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。

また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

⑤　受付呼（104／116／113／115）の分散化

県内の受付センタが被災した場合は、以下のとおり分散受付となる。

ア　104 呼　九州管内の 104 センタへランダム分散受付される。
イ　116 呼　宮崎をはじめ九州管内の 116 センタへ分散受付される。
ウ　113 呼　受付交換機の分散化を図っていく。
エ　115 呼　九州管内の 115 センタへ分散される。

⑥　地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

（２）建　物

①　防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。

また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

②　防水対策

洪水等による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉を設置している。

また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第５節　農林業災害予防計画

項　目	担　当
第１項　災害の予防対策	農政部、環境森林部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、風水害による農作物等への災害を未然に防止するため、市、農業従事者及び関係団体等による相互協力体制の中で、防災の観点に立った営農体制の構築に努める。

第１項　災害の予防対策

１　農業災害の予防

（１）作物に対する対応

水稲について、耐倒伏性の強い品種の採用により、被害の軽減を図る。

また、果樹や畑作物について、防風垣、防風ネット、及び倒伏防止のための支柱等の設置や、ハウス施設等の補強により、風害予防対策を実施する。

（２）農業施設対策

水害による農作物への被害を防止するため、用排水路等の農業施設について、次のような災害予防を推進する。

①　排水路の浚渫、除草、障害物の除去等の維持管理及び破損箇所の修繕
②　取水または排水のための各種施設の定期的な点検・整備

（３）農地保全

水害による農地の浸食等の被害を防止するため、テラス水路や排水溝等の整備を実施し、土壌流失と農地損壊を予防する。

（４）営農指導の体制

台風等により災害が予測される場合は、災害の事前対策・事後対策について、県の北諸県農林振興局（地域支援課）を軸に、営農指導の体制を確立する。

２　林業災害の予防

（１）森林の保全

森林の保全により、次のような災害予防を推進する。

① 表土浸食、土砂流出の防止
② 山地崩壊の予防
③ 岩石の安定、落石の抑制等による被害の防止
④ 風害に対する田畑や住宅等の防御

（２）危険性の解消

立木竹の倒伏による被害を防止するため、人家や公共施設付近の森林についてパトロールを実施し、影響を与えるおそれのある立木竹については、所有者や管理者と協議して危険性の解消に努める。

なお、日常管理を行う所有者や管理者等は、異常を発見した場合には、直ちに市の担当部署（本庁環境森林部または総合支所）に連絡する。

（３）無秩序な開発防止

林地開発や土砂採取等について監視体制の充実を図り、無秩序な森林破壊の防止に努める。

３　家畜災害の予防

（１）施設等の整備

災害を想定して、畜舎や鶏舎等の施設の補強、場所の選定への適切な指導を行う。

（２）飼料の確保

計画的な飼料の作付及び収穫を図るとともに、収穫した飼料の集積場所や保管方法等について適切な指導を行う。

（３）家畜の飲用水確保

畜産業の飼育者は、災害時の家畜飲用水について、あらかじめ確保しておくものとする。

（４）家畜の避難対策

畜産業の飼育者は、家畜の避難場所、避難の方法等について、あらかじめ検討し定めておくものとする。

第６節　水害予防計画

項　目	担　当
第１項　河川対策	総務部、土木部、上下水道局、各総合支所
第２項　ため池対策	農政部、各総合支所
第３項　調整池等対策	上下水道局他
第４項　ダム対策（木之川内ダム）	農政部
第５項　パイプライン対策	農政部

《 基本方針 》

市は、想定される洪水に対して、河川の構造上の計画的な整備を推進するとともに、住民に対して、浸水被害に関する情報の周知を図り、もって、水害予防の意識の高揚と被害の軽減を促進する。

第１項　河川対策

１　河川の改修・整備

市は、河川堤防の未整備により浸水被害が発生する箇所について、実態の把握に努めるとともに、河川管理者に対して、積極的に整備を要請する。

２　点検による予防対策

水防団（消防団）は、平常時においても随時に河川の堤防の見回りを行い、堤防の欠損や亀裂の発生、または漏水等について点検を行い、異常箇所を発見したときは速やかに河川管理者に通報するとともに、必要に応じて適切な措置を講じる。

３　警戒情報等の伝達

市は、河川水位の状況や水門閉鎖に関する情報等について、浸水想定区域の地域住民に対して伝達する手段の構築に努め、早期の避難による安全の確保を図る。

４　水門操作員の配置

市は、河川管理者から委託されている水門の管理について、河川の水位が上昇し、排水路への外水（河川水）の逆流のおそれがあるときは、あらかじめ依頼している水門操作員を配置し、監視及び操作を要請する。

水門操作員は、河川の増水時に的確かつ迅速な状況判断と機械操作が行えるよう、平常時から施設の点検を行うとともに、河川管理者や市が行う研修等に積極的に参加

し、技術の向上に努める。

５　水防資機材の整備

市は、水害の発生時において、水防団（消防団）が迅速かつ的確な水防活動が行えるよう、平常時から水防資機材の点検を行い、必要に応じて補充、整備を行う。

また、水防資機材を保管する倉庫について、適切に配置する。

《 水防倉庫 》

No.	河川名	水防倉庫名	No.	河川名	水防倉庫名
1	年見川	姫城水防倉庫	7	大淀川 東岳川	高城水防倉庫
2	大淀川	沖水水防倉庫			
3	横市川	横市水防倉庫			
4	大淀川	志和池水防倉庫			
5	庄内川	庄内水防倉庫			
6	高崎川	高崎水防倉庫			

６　防災マップの作成

市は、洪水による被害の軽減を図るため、国、県により浸水想定区域が指定された河川について、その調査結果に基づき、洪水により想定される水深や浸水の範囲等の災害危険箇所の情報、早期の立退き避難が必要な地域及び避難所や救急医療施設等の避難に関する情報を掲載した「防災マップ」を作成し、必要に応じて改訂を行い、随時、住民への配布や公共施設等への掲示により周知を図る。

７　内水排除施設の点検

市は、河川の水門閉鎖時における内水による浸水被害の軽減を図るため整備されている内水排除施設について、災害時に連続して効果的な運転ができるよう、平常時から整備、点検を行うとともに、停電に備えて発動発電機と必要な燃料等について整備を行う。

また、内水による浸水被害の抑制のため、調整池の整備を促進する。

《 内水排除施設 》

	施　設　名	設置場所	設置	計画排水量	運転責任者
1	甲斐元ポンプ場	甲斐元町栄源寺樋管	H16.3	3.75t/s	下水道課
2	甲斐元ゲートポンプ場	甲斐元第1樋管	H14.3	1.1 t/s	維持管理課
3	姫城川排水機場	西町第1樋管	H18.3	5.0 t/s	維持管理課
4	移動式排水ポンプ	鷹尾1丁目思案橋樋管	－	0.5 t/s	国土交通省
5	移動式排水ポンプ	川東第2排水樋管	－	2.5 t/s	国土交通省
6	移動式排水ポンプ	高城町穂満坊樋管	－	2.5 t/s	国土交通省
7	沼川ポンプ場	宮丸第1樋管	H22.3	3.0 t/s	下水道課
8	岳下ポンプ場	岳下樋管	H25.3	2.5 t/s	下水道課
9	志比田調整池	志比田	－	－	下水道課
10	都島ポンプ場	都島町	H28.12	1.5 t/s	下水道課
11	可搬式排水ポンプ	金田町	R7.4	1.5 t/s	維持管理課
12	可搬式排水ポンプ	志比田町	R7.4	1.5 t/s	下水道課

第２項　ため池対策

１　老朽ため池の改修

市は、老朽化して不安定になっているため池について、適切な整備、改修を実施し、安全を確保する。

２　点検による予防対策

ため池の管理者や水利組合等は、随時ため池を見回り、堤体や樋管の状況、漏水の有無等について点検を行い、異常箇所を発見したときは、速やかに市の関係部署に通報する。

市は、堤体等の損壊による被害を未然に防止するため、必要な措置を講じる。

３　ため池ハザードマップの周知

市は、防災重点ため池及び農業用ため池が崩壊した場合に住家や公共施設等に及ぼす被害を想定したハザードマップについて、関係住民等へ周知を図るものとする。

第３項　調整池等対策

市は、浸水被害の軽減を図る調整池・貯留池等については、既存の志比田調整池は機能確保に向けて平常時より点検・維持管理に努め、近年の気象状況及び他都市の被災状況を踏まえ、水害対策に効果的な場所における新たな整備を検討する。

なお、開発行為により設置された調整池については、管理者（個人、市）が土砂排除等機能低下にならないよう適切に管理を行うものとする。

第４項　ダム対策（木之川内ダム）

市は県と連携し、畑地かんがいの水源となるダムの機能確保に向けて、平常時の点検・維持管理の徹底を図る。

第５項　パイプライン対策

市は、農業水利施設であるパイプラインの機能確保に向けて、平常時より点検・維持管理等に努める。

第７節　土砂災害予防計画

項　目	担　当
第１項　土砂災害対策	総務部、土木部、各総合支所
第２項　山地災害対策	環境森林部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、一瞬にして住民の生命を奪うおそれのある急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり（以下「土砂災害」という。）に対し、県と協力して災害防止のための事業を推進するとともに、住民の円滑かつ安全な避難を確保するため、的確な情報伝達体制の構築を推進する。

第１項　土砂災害対策

１　予防措置の実施

市は、県が実施する各種土砂災害対策事業について、円滑な施工ができるよう協力するとともに、未整備箇所については、県に対して、積極的に事業の導入を要請する。

また、緊急な対策を必要とする小規模な危険箇所について、単独により次に掲げる対策を検討する。

①　地表水によるがけ面の洗掘防止と浸透水による崩壊を防止する排水溝の設置等
②　がけ地や台地の端部にあり崩落を誘発するおそれのある大きな樹木の伐採
③　亀裂や浮き石のある不安定な斜面について、ビニールシートまたはコンクリート等での補強等
④　二次災害防止のためのシート、杭等の保管

２　警戒・避難体制の整備

（１）情報の収集・伝達

市は、大雨注意報、警報、雨量観測値等の情報や住民からの情報等を収集し、避難に関する的確な判断が出来るように努める。

また、避難情報は、防災無線、地域の有線放送、テレビ、広報車等により迅速かつ円滑に伝達する体制を整備する。

（２）避難基準の策定

市は、関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等についての資料を

整備するとともに、過去に発生した土砂災害発生時の雨量と、研究機関の成果等を参考として、避難の基準について検討を行い警戒・避難体制の充実を図る。

また、避難基準の検討を行う際には、大雨警報発表中において土砂災害についてより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、地方気象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報と、これを補足して県が提供する総合河川砂防情報システムによる土砂災害発生予測情報とを参考として、土砂災害警戒区域ごとの避難基準の策定に努める。

３　パトロールの実施

（１）危険区域等の点検

市は、梅雨期及び台風期の前等、危険渓流や斜面崩壊の危険性のある区域等の防災パトロールを行うことにより現状の把握に努め、災害を未然に防止するため、県と協力して、必要に応じて適切な対策を講じる。

（２）危険箇所指定の促進

市は、危険性の高い急傾斜地や渓流等については、危険箇所の指定に基づく土砂災害対策事業が計画的に実施されるよう、県に対して、指定の要請を行うとともに、円滑な手続きが行えるよう地元との調整を行う。

また、国及び県の実施する危険区域の把握に関する各種調査に協力し、対策を促進する。

（３）住民によるパトロール体制の促進

市は、危険度の高い地域において、災害発生の兆候の早期発見に努めるため、地元の消防団や自主防災組織等の住民による自主的なパトロール体制の確立を促進する。

消防団及び自主防災組織等は、日常生活の中で行う見回りにおいては、次に示す内容の点検を行い、異常が認められるときは、速やかに、市または県の関係部署に通報するものとする。

《 災害発生の兆候の早期発見のための点検項目 》

区　分	点検内容
急傾斜地崩壊危険箇所	湧水の発生またはその量の増加、水みちの変化、濁水、転石、倒木、地鳴り等
地すべり危険箇所	地割れ、陥没、隆起、建物や立木の傾き、湧水等
土石流危険渓流	谷の水量の変化、濁水、山鳴り等

４　住民への周知

（１）看板の設置

市は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域等、土砂災害危険箇所の現地におけ

る周知については、所管する県の関係部署と調整を図り、看板の設置を行う。

（２）ホームページの活用

市は、別に作成した「土砂災害危険箇所における避難経路図」等に基づき、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域、その箇所・区域ごとの避難所・避難経路等を市ホームページに掲載し、住民への周知を図る。

５　防災マップの作成

市は、土砂災害による被害の軽減を図るため、急傾斜地崩壊や土石流による土砂災害が予想される土砂災害警戒区域等の災害危険箇所、避難所、避難経路及び救急医療施設等の避難に関する情報を掲載した「防災マップ」を作成し、必要に応じて改訂を行い、随時、住民への配布や公共施設等への掲示により周知を図る。

６　土砂災害防止法

市は県と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定される、土砂災害から住民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図る。

特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行う。

《 土砂災害防止法に基づく区域指定の流れ 》

県	基礎調査の実施	土砂災害により被害を受けるおそれがある土地の地形、地質、土地利用状況等について調査を実施する。
県	基礎調査結果の住民への説明	関係する住民から指定に対する理解を得るとともに、土砂災害に対する啓発のため説明を行う。
県	土砂災害警戒区域等の指定	基礎調査に基づき、市から意見聴取の上、土砂災害のおそれのある区域について「土砂災害警戒区域」さらに、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。
市	警戒避難体制の整備	土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定め、住民に周知する。

なお、土砂災害警戒区域に係る地域においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 109 号)」を踏まえ、以下の対応を図る。

①　土砂災害警戒区域ごとの避難所・避難路の周知徹底
②　土砂災害事例を踏まえた避難訓練の実施
③　土砂災害警戒区域内の高齢者施設や福祉施設、学校、医療施設等との警戒情報等の伝達体制の整備

また、上記①の土砂災害警戒区域ごとの避難所・避難路については、別に作成する「土砂災害危険箇所における避難経路図」等に記載している。

７　危険区域の住宅対策

（１）宅地開発等に関する指導体制の整備

市は、土砂災害の発生し易い地域における宅地開発や建築行為に際して、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、土砂災害防止法等、盛土規制法により、災害防止の措置についての指導や監督を強化する。

（２）危険住宅の移転の誘導

市は、土砂災害防止法及び宮崎県が定める建築基準法施行条例（昭和 46 年条例第 35 号）の規定に基づく既存不適格住宅に対して、移転促進のための啓発を行い、県や関係機関と連絡調整を図り、各種制度の活用による危険住宅の移転促進に努める。

①　危険住宅移転事業

市は、地すべり、がけ崩れ等により身体、生命に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める地域内の住民が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築または、建築基準法第９条、第 10 条の規定により、特定行政庁から住宅の除去、移転または改築の命令の予告通知を受けた者(第９条による場合は本人の責めに帰さない事由によるものに限る。)が移転する住宅の新築または改良については、その経費について、住宅金融支援機構の特別融資がなされるので、該当者について融資利用を促進することによって住民の安全を図る。

②　がけ地近接等危険住宅移転事業

市は、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う住民について、除却費等と新築する住宅の建設費や土地の取得費等に要する経費の一部を補助する制度の周知を図り、移転を促進することによって住民の安全を図る。

第２項　山地災害対策

１　危険地区調査

市は、危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を充分に把握するとともに、必要に応じ山地災害を防止するため適切な対策を講じる。

２　治山事業の推進

① 市は、復旧治山、予防治山、保安林整備等について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得ながら、国や県の関係機関に事業採択を要請する。
② 市は、保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得てこれの拡大に努める。
③ 治山施設を管理する土地所有者（個人管理者）は、国土保全及び住民の安全確保のための関係事業への理解と協力に努める。また、適切な日常管理を行うとともに、異常を発見した際は速やかに市（環境森林部、各総合支所）に連絡を行うものとする。

３　森林資源の保全

市は、健全な森林づくりを推進し、災害防止、水源かん養、生活環境の保全等、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林資源の保全を図る。

① 健全な森林を育成するため、間伐を促進する。
② 崩壊や土砂流失を防止するため、皆伐後の再造林を促進する。

第８節　情報の収集・連絡体制の整備

項　目	担　当
第１項　情報の収集・連絡体制の整備	総務部、消防局、各総合支所、各地区市民センター
第２項　災害広報体制の整備	総務部、各総合支所

《 基本方針 》

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備充実を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。

第１項　情報の収集・連絡体制の整備

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）情報システム等による情報収集

市は、気象情報、河川情報、火山情報、地震情報等を入手する手段として次の情報システム等を活用する。

《 情報入手方法 》

種　別	システム名称	情報の種類
県総合防災情報ネットワーク	防災気象情報システム	台風情報、衛星画像、地震情報、降雨情報
県情報ハイウェイ	総合河川砂防情報システム	土砂災害警戒情報
	県河川監視システム	河川監視カメラ映像
インターネット	国土交通省「川の防災情報」	河川水位、降雨量
	国土交通省　水門操作状況閲覧システム	大淀川水門操作状況
	宮崎地方気象台ホームページ	気象情報、台風情報、地震情報、火山情報
	県雨量・河川水位観測情報	河川水位、降雨量
	水害リスクライン	水位予測、水害リスク

（２）連絡体制の整備

①　市が発表する防災情報や避難情報を確実に伝達できる地域の情報伝達網の構築を促進する。

②　災害発生直後における地域の初期情報は、自主防災組織または自治公民館等の協

力を得て収集するため、平常時より連絡方法の確認等、連携強化に努める。

③　県が運用する「防災・防犯情報メールサービス」の災害時における利用方法について広報・啓発に努める。

（３）消防局との連携強化

市は、災害時における市民等からの情報の入手については、消防局への通報や問い合わせ等によることが多くなると想定し、平常時より総務部（危機管理課）と消防局との情報共有に係る連携強化を推進する。

２　非常通信体制の強化

（１）県総合防災情報ネットワーク「防災情報処理システム」の活用

市は、県が地上系回線と衛星系回線で整備した総合情報ネットワーク「防災情報処理システム」の防災電話及びファクシミリにより、県や防災関係機関との非常時の通信を確保することを踏まえ、その活用について検討しておく。

（２）無線通信網の整備

市は、電話回線の途絶や混乱に備えて防災行政無線等の無線通信網を整備し、情報収集連絡体制を確保する。特に、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害危険度の高い地域については、迅速な情報伝達のための同報系無線設備等の整備を推進する。

なお、整備に当たっては、既存の無線設備を有効に活用しつつ、今後の電波行政の推移や設備の耐用年数等を考慮し、デジタル通信システム等への更新を検討するとともに無線通信システムの統合化を図る。

また、無線通信を有効に機能させるため、既存の各無線局について定期的な点検を実施するとともに、操作習熟のための研修等を行う。

①　防災行政無線等の整備

《 移動系の状況 》

区　　分	親局	中継局	移動局	周波数帯
デジタルＭＣＡ無線（環霧島会議）	－	－	1	800Mhz
都城市水道事業用無線	2	－	34	150MHz
ＩＰ無線（本庁・支所連絡用）			11	

《 同報系の状況 》

区　　分	親局	中継局	屋外拡声器	戸別受信機	周波数帯
都城市防災行政無線（アナログ系）	1	1	－	3,638	60MHz
都城市防災行政無線（デジタル系）	1	4	39	714	60MHz
計	2	5	39	4,352	－

②　地域振興用陸上移動通信システム（地域振興用ＭＣＡ無線）

市は、台風災害の予防や消防団活動、各種事故等による緊急時の地域非常無線通信システムとして、地域振興用陸上移動通信システム（地域振興用ＭＣＡ無線）を防災行政無線の一端を担うものとして活用する。

《 地域振興用陸上移動通信システム整備状況 》

区　分	設置数	適　　用
基地局	2	鳶ヶ丘、石山
固定局	120	市役所関係課・各小中学校・関係機関等
車載局	160	公用車・消防団車両等
携帯局	300	市役所関係課・消防団等

（３）衛星携帯電話の設置

市は、山間部等の通信網が脆弱な集落について、災害により道路や電話回線が寸断された場合の情報の孤立化を防ぐため、人工衛星を利用して通信可能な衛星携帯電話の配備について、関係事業者との連携・協力により充実を図る。

（４）アマチュア無線

市は、災害、暴動の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために必要があるときは、電波法第 74 条の規定に基づき、アマチュア無線による非常無線通信を利用する。

また、アマチュア無線都城クラブをはじめとするアマチュア無線局と運用協定の締結を図る等、非常通信体制の充実を図る。

（５）災害時優先電話の指定

市は、災害時に電話が輻輳した場合の緊急通信手段のひとつとして、発信規制が行われ難くなる「災害時優先電話」の指定について、電気通信事業法第８条の規定に基づき西日本電信電話株式会社と協議し、災害対策本部の電話をはじめ、避難所となる施設や学校、保育所、浄水場、要配慮者関連施設等、市が所有する主要な施設の電話について、「災害時優先電話」の指定をしておく。

また、指定に当たっては、その機能を有効に活用するため、できるだけ発信専用または一般に公開されていない回線、若しくは着信頻度の低い回線を選定するものとし、電話機には「災害時優先電話」であることが明瞭にわかるようシール等で区別するとともに、職員への周知を徹底する。

区　分	施設数	回線数
災害時優先電話の指定状況	167 施設	185 回線

（資料編「災害時優先電話指定一覧」参照）

３　通信訓練、研修会の実施等

市は、災害時における通信を確保するため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、県と連携して、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施する。

４　地域の放送設備の利用

市は、住民への重要な情報提供、避難情報の伝達が迅速に行われるように、地域で整備している放送設備の活用を図る。この場合、あらかじめ各々の自治公民館放送施設の管理者と利用方法について協議しておく。

有線又は無線放送等を整備している地域は以下のとおりである。

《 自治公民館による放送設備 》

No	地　区	公　民　館	形　態
1	西岳地区	折田代	無線放送
2	〃	下川内	有線放送
3	〃	上川内	〃
4	〃	後川内	〃
5	〃	高野	〃
6	〃	大塚	無線放送
7	〃	田野	〃
8	〃	御池	〃
9	〃	牛之脛	有線放送
10	〃	荒川内	無線放送
11	〃	馬渡	有線放送
12	志和池地区	上水流西	無線放送
13	〃	上水流東	有線放送
14	〃	平原	〃
15	〃	下水流第一	〃
16	〃	下水流第二	有線放送
17	〃	下水流第三	〃
18	〃	巣立	〃
19	〃	岩満	無線放送
20	〃	吉行	有線放送
21	〃	荒ヶ田	〃
22	〃	丸谷	〃
23	〃	薄谷	無線放送
24	〃	谷頭	〃

No	地　区	公　民　館	形　態
25	〃	崎田	〃
26	〃	寿万寺	〃
27	〃	麓	有線放送
28	〃	森田	無線放送
29	高崎地区	笛水地区 竹元	有線放送
30	〃	大牟田地区 牟礼水流	無線放送
31	〃	東霧島地区 東	〃
32	〃	縄瀬地区 共和	〃
33	祝吉地区	千町	〃
34	山田地区	全域（一部公民館を除く。）	〃
35	妻ケ丘地区	中妻自治公民館	〃

５　総合防災情報システムの整備

市は、災害時における情報収集及び情報伝達手段の確保を図るため、総合防災情報システムの拡充等に努める。

収集・伝達の対象とする情報は、次に示すとおりである。

①　要配慮者情報
②　備蓄品管理情報
③　避難所開設情報
④　避難区域設定情報
⑤　水門操作情報
⑥　災害危険箇所情報
⑦　被災者支援

第２項　災害広報体制の整備

１　災害広報・広聴責任者の選任

市は、災害発生前後の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者若しくはあらかじめ指名する職員から災害広報・広聴の責任者を選任しておく。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

①　災害発生前後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
②　要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保
③　広報文案の事前準備
ア　気象、水位、地震の震源・規模・余震等の状況
イ　住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ　出火防止及び初期消火の呼びかけ
エ　要配慮者への支援呼びかけ
オ　災害応急活動の窓口及び実施状況

２　安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

市は、災害発生後、市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」を活用し、所在地を把握することができることを踏まえて、市外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

※避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

第９節　被災者等への的確な情報伝達体制の整備

項　目	担　当
第１項　被災者等への的確な情報伝達体制の整備	総務部、各総合支所

《 基本方針 》

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

また、平常時から、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第１項　被災者等への的確な情報伝達体制の整備

１　多様な手段の整備と的確な情報の伝達

市は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（各家庭に設置している戸別受信機など）のほか、全国瞬時警報システム（Ｊ-アラート)、災害情報共有システム（Ｌアラート)、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。)、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努め~~る~~的確な情報伝達に努めるものとする。

２　広報体制の整備

市は、災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておく。

また、広報に当たっては、関係機関の広報との連携・協力について調整しておく。

① 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
② 災害発生前後に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認を行う。

３　被災者からの問合せに対する体制の整備

市は、災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対する的確な情報を提供できるよ

う体制を整備する。

① 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話、ファクシミリを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
② ケーブルテレビやラジオ放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
③ インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図る。

第１０節　活動体制の整備

項　目	担　当
第１項　組織体制の整備	総務部
第２項　初動体制の確立	総務部
第３項　広域応援体制の整備	総務部、消防局
第４項　防災活動拠点の整備	総務部

《 基本方針 》

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため活動体制を整備し、県や防災関係機関との連携を強化する。

第１項　組織体制の整備

１　防災会議

（１）設　置

市は、市域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成と、その推進のため、基本法第 16 条の規定に基づき「都城市防災会議」を設置する。

（２）組織と所掌事務

防災会議の組織及び所掌事務については、都城市防災会議条例（平成 18 年条例第 252 号）に定める。

２　災害対策本部の設置

（１）設　置

市長は、市域に係る災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、円滑な災害応急対策の実施を図るため、基本法第 23 条の２の規定に基づき「災害対策本部」を設置する。

また、必要に応じて、被災地について災害対策本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」を設置する。

（２）組織と所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務等については、都城市災害対策本部規則（平成 18 年規則第 243 号）に定める。

（３）防災会議との関係

災害対策本部は、防災会議と緊密な連絡のもとに、本地域防災計画に基づき災害予防及び災害応急対策を実施する。

【第３章 第２節 第１項「災害対策組織計画」参照】

第２項　初動体制の確立

１　参集時の交通手段の検討

職員は、大規模災害において通常利用している交通手段の途絶を考慮し、参集時の代替えの交通手段について、各自が個別的に検討する。

２　緊急連絡網の整備

各部署は、動員指令の伝達を確実なものにするため、携帯電話も含めた緊急連絡網を整備する。

また、勤務時間外や休日、祝日においては、警備員から防災担当職員へ速やかに連絡できる体制を確立する。

３　災害対策行動マニュアルの作成

市は、災害時の応急対策のための初動や活動が円滑に行えるよう、各職場で実効性のある「災害対策行動マニュアル」を作成し、研修、訓練等を通じてその周知徹底を図る。

当該マニュアルは、職員の異動があった場合は、その都度見直しを行う。

また、災害発生時に速やかに災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器や映像機器の配置、及びその操作方法等を記載した「災害対策本部設置マニュアル」を作成する。

４　部局間応援体制の確立

災害による被害の状況等により、各部局においては人員や資材の不足等が発生することが予想され、特に総合支所において懸念される。

このため、市は、人員不足等が発生した部局からの応援要請に柔軟に対応できるよう、平常時より部局間応援体制を確立しておく。

５　関連計画等との一体的な整備

市は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害応急対策業務や市民生活に密着した業務を継続して実施するため、災害対策行動マニュアル及び業務継続計画（ＢＣＰ）を本計画と一体的に整備するとともに、訓練や検証を行いながら、必

要に応じて見直しを図る。

６　訓練による周知徹底

市は、職員の初動に対する自覚を促すとともに、マニュアルに定めた行動を検証することによる問題点の抽出とその改善を行うため、機会を設けて訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、勤務時間内のみならず勤務時間外や休日、祝日でも実施するものとし、さらに異動後の新体制のもとでも行う体制を整える。

なお、訓練は、次の訓練目的・時期・内容等を組み合わせて、随時行う。

《 防災訓練の内容 》

訓練の目的	・異動後の新体制確立状況の確認 ・防災週間等時宜をとらえての啓発 ・災害対策本部等の速やかな設置・運用 ・救助関係機関の連携
訓練の時期	・平日の早朝、夜間 ・休祭日の昼間 ・勤務時間内外
訓練の内容	・総合防災訓練（全職員、防災関係機関、住民等） ・緊急動員訓練、緊急伝達訓練（全職員） ・広域消防訓練（消防局員、消防団、その他関係部課職員） ・水防訓練（消防局員、消防団、その他関係部課職員） ・ライフライン復旧訓練（関係部課職員、関係事業者） ・機器の設置・取扱い習熟訓練（関係部課職員） ・現地本部設置運用訓練（関係部課職員） ・避難訓練（全職員、防災関係機関、住民等） ・災害図上訓練（関係部課職員、防災関係機関、住民等）

７　災害対策本部職員用の物資の確保

市は、市災害対策本部の職員が継続して能力を最大限に発揮できるよう、職員用の食料等の備蓄を検討する。

８　職員の家庭における安全対策の徹底

市は、災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全対策が図られるよう、平常時から職員への指導を徹底する。

①　家屋の耐震対策

② 家具の転倒防止
③ 家族の安否確認方法の確認
④ 家庭内備蓄の実践

第３項　広域応援体制の整備

１　他市町村との相互応援体制の整備

市が締結している他市町村との相互応援協定は、次のとおりである。

なお、市は、他の自治体等からの支援部隊の受け入れ場所の選定や、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める（受援計画）とともに、円滑な受け入れ・受援のために、平常時から相互交流を深めておく。

① 宮崎県消防相互応援協定（平成 18 年７月 20 日締結）
② 宮崎県市町村防災相互応援協定（平成８年８月 29 日締結）
③ 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（平成 18 年２月 28 日加盟）
④ 環霧島会議防災相互応援協定（平成 21 年５月 19 日締結）

また、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」（平成 27 年２月）が設立されたことも踏まえて、周辺自治体との広域的な連携体制の強化を図っていく。

２　防災関係機関の連携体制の整備

（１）関係機関の体制整備

①　警察（宮崎県警察本部）

市は、平常時から警察署との緊密な連携を図り、大規模災害発生時及び被災後の防犯対策において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう応援体制の整備を推進する。

②　消防機関（都城市消防局）

市は、「消防相互応援協定」に基づき、応援隊による人命救助活動等の支援体制の充実に努める。

③　医療機関（都城市郡医師会病院等）

市は、平常時より災害拠点病院である都城市郡医師会病院や医師会等との緊密な連携を図り、被災者の救急医療体制の充実、医療資器材等の強化における協力体制の充実に努める。

（２）自衛隊との連携体制整備

市は、県と自衛隊が行う協議や防災訓練の実施等を通じて、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り

決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

また、自衛隊と協議を行い、災害対策本部設置時の連絡体制の強化を図る。

（３）ボランティアとの連携体制の充実

市は、医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格または技術を有する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

また、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、日本赤十字社宮崎県支部や市社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

（４）民間団体及び企業等との連携体制の充実

市は、市内で発生した地震その他による災害時において、民間団体及び企業等と協力して必要な対応を円滑に遂行するために、災害発生時における協力に関する協定を結ぶよう努めるものとする。

※これまでに締結された災害発生時における協力に関する協定については、【資料編　第２編　風水害・共通対策編】を参照

３　受援計画の策定の検討

市は、大規模災害に備え、市業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、各地からの救援物資や応援部隊（自衛隊、他自治体職員、ボランティア等）の受け入れルール、応援部隊への依頼業務等を定めた受援計画の策定について検討を行う。

４　応援活動のための体制整備

市は、被災市町村及び各関係機関より応援要請を受けた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について計画を定めるよう努めるものとする。

また、派遣先の被災地において、職員が被災市町村から援助を受けることのないよう、食料や衣料、情報伝達手段について各自で賄うことができる自己完結型の体制の整備を図る。

５　航空消防防災体制の整備

市は、県や関係機関と連携・協力して、防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程等を整備するとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣する等、平常時より連携・協力体制を確立しておく。

※緊急時ヘリコプター離着陸場は、【本章 第 15 節 第２項「緊急時ヘリコプター離着陸場の確保」】を参照

■緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

＜要件Ａ＞

○離着陸のための必要最小限度の地積

・45m×45m の地積は無障害地帯であること。
（右図参照）

・進入平面より上に障害物のないこと。

○地表面等の状況

・地表面は、堅固であること。
（コンクリート、芝生は最適。）

・十分に平坦であること。

・最大縦断勾配及び最大横断勾配
は５％であること。

・四囲にあまり障害物がないこと。

・車両の進入路があること。

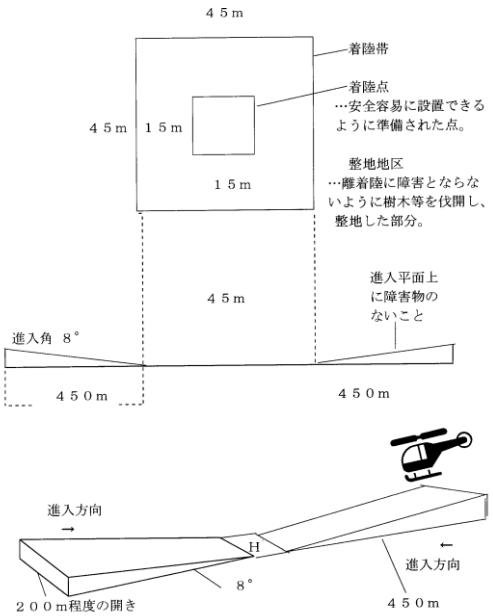

＜要件Ｂ＞

○林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

○地積

・最低 10,000 ㎡(100m×100m)の広さを有し、平坦であること。
（地積はできれば 15,000 ㎡以上が望ましい。）

○水利

・近くに水源があること。

・水源は、最低 100 トンはあること。

・１㎥／分以上の取水が可能であること。

○車両の進入

・資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること。
（10 トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。）

参考（ＣＨ47ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積）

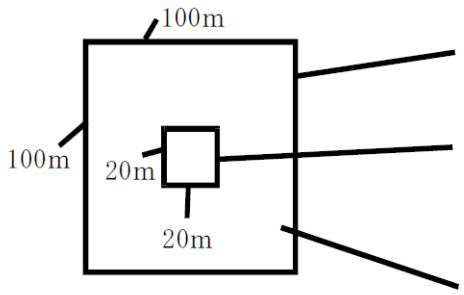

着陸帯

着陸点
安全容易に着陸できるように準備された点

整地地区
離着陸に障害とならないように樹木等を伐開し整地した部分

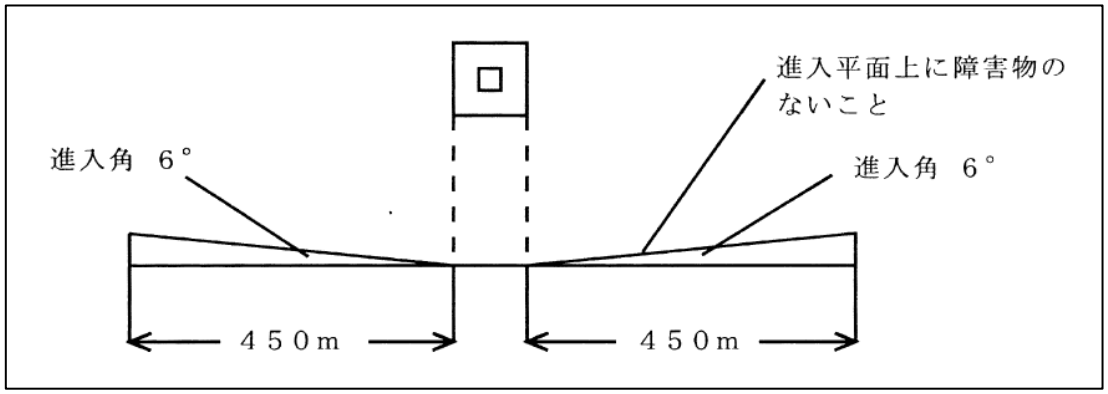

第４項　防災活動拠点の整備

１　本部活動のための空間の確保

市は、災害対策本部の円滑な立ち上げと効率的な活動のために必要となる空間や部屋の確保を図る。

確保するべき空間は、次に示すものとする。

①　本部会議室の確保
②　総合支所及び各対策班から集まる情報連絡員が活動するための空間
③　無線機器、非常通信用電話、ファクシミリ、インターネットパソコン等を配置し、情報収集、通信活動を行うための空間
④　防災関係機関から集まる連絡要員の待機場所（本部班執務室、会議室等）等

なお、災害対策本部等の設置場所は災害対策本部会議室等であるが、災害発生時に迅速な体制整備等を図るために必要な機能・設備を検討及び準備しておく。

２　防災活動拠点の整備

（１）防災活動拠点

市は、効率的な災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、運動公園施設等の比較的大規模な既存施設や広場、公園等を「防災活動拠点」として位置付け、その設備の拡充を推進する。

防災活動拠点とは、次のような機能を有する施設とする。

①　備蓄も含めた救援物資や資機材等の集配拠点となる施設
②　医療機関が機能しない場合の緊急医療拠点を設置する広場、公園
③　情報収集・配信基地となる施設
④　防災関係機関の集結拠点
⑤　広域避難場所

《 防災活動拠点 》

地区	施設名称・所在地	対象部分	防災関連役割	所有者	連絡先
祝吉	早水公園	体育文化センター	一次避難所※	市	24-6454
	早水町3867		備蓄倉庫		
妻ケ丘	都城運動公園	陸上競技場	緊急時ヘリコプター離着陸場	市	23-7502
		屋内競技場	備蓄倉庫（緊急消防援助隊受入）		
	妻ヶ丘町42	ブルペン	避難者受付		
		サブグラウンド	避難広場		
		芝生広場（旧泉ヶ丘高校プール跡地・テニスコート跡地）	炊き出し会場		
		野球場諸室			
沖水	都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城	情報発信施設	備蓄倉庫	市及び株式会社ココニクル都城	38-5529
		地域振興施設	避難広場		
	都北町5225-1		物資保管スペース		
山之口	山之口運動公園	体育館	二次避難所※	市	57－2800（山之口体育館事務室）
	山之口町花木2381-4	補助陸上競技場	備蓄倉庫（災害派遣部隊受入）		
		多目的広場	緊急時ヘリコプター離着陸場		
高城	高城運動公園	総合体育館	二次避難所※	市	58-5514

地区	施設名称・所在地	対象部分	防災関連役割	所有者	連絡先
		広場	緊急時ヘリコプター離着陸場		
	高城町穂満坊2492	屋内競技場	備蓄倉庫		
山田	山田運動公園	グラウンド	緊急時ヘリコプター離着陸場	市	64－3455（都城ぼんち地域振興株式会社山田事業所）
	山田町山田3860				
	山田体育館	体育館	一次避難所※		
	山田町山田3717－1				
高崎	高崎総合公園	総合体育館	二次避難所※	市	62-4448
	高崎町大牟田1326-1	陸上競技場	緊急時ヘリコプター離着陸場		

※令和９年４月から名称が変更

（２）後方支援拠点

広域的な応援が必要とされる大規模災害発生時に、被災地における、救命・救助・医療救護活動等を迅速に行うとともに、その後の復旧活動等を行うため、自衛隊・警察・消防・ＤＭＡＴ等の広域支援部隊が迅速に参集する活動拠点を整備する必要がある。

このようなことから、県において、県内 12 か所をあらかじめ活動拠点（後方支援拠点施設）として指定している。

市は、今後、県や関係機関等との連絡体制や受け入れ体制の充実に努め、県や関係機関がこの拠点を利用した訓練等を行う場合は、積極的に参加・支援するとともに、拠点としての機能を確保できるよう、その整備に努める。

また、市は、大規模な災害が発生し、県が指定する後方支援拠点だけでは、活動拠点が不足する場合に、市域における防災活動拠点を、この後方支援拠点を補完する施設と位置付け、一体的な利用が図られるよう配慮する。

《 後方支援拠点（本市分） 》

地　区	施設名称	所在地	所有者	連絡先
高　城	高城運動公園	高城町穂満坊2492	市	58-5514

３　停電対策の整備

市は、災害時に生じる停電に対処するため、災害対策本部を設置する場所や防災活

動拠点においては、発動発電機等による非常用電源を確保する。

第１１節　避難収容体制の整備

項　目	担　当
第１項　避難収容体制の整備	総合政策部、総務部、地域振興部、福祉部、健康部、こども部、土木部、教育委員会、各総合支所
第２項　応急仮設住宅の建設用地の確保	総務部、土木部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、被災により避難を余儀なくされた避難者の安全の確保、並びに生活支援を行う。

また、平常時から避難所の整備拡充と必要な設備等の確保に努めるとともに、住民への避難所の周知、避難のための知識の普及に努める。

第１項　避難収容体制の整備

１　避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難所担当者、施設管理者、自主防災組織等の関係者を対象とした研修を実施する。

また、避難者の受け入れを迅速かつ円滑に行うため、避難所の開設・運営に係るマニュアルの作成を行う。

①　避難情報の基準及び伝達方法
②　緊急避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
③　緊急避難場所及び避難所への経路及び誘導の方法
④　避難所（福祉避難所を含む。）開設に伴う被災者救援措置に関する事項
　ア　飲料水の供給
　イ　炊き出しその他による食品の供給
　ウ　被服寝具その他生活必需品の給与
　エ　負傷者に対する応急救護
　オ　要配慮者に対する介助等の対応
　カ　外国人に対する援助
　キ　愛護動物（ペット）の飼育環境の確保と衛生対策
⑤　避難所の管理に関する事項
　ア　避難収容中の秩序保持
　イ　避難者に対する災害情報の伝達
　ウ　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
　エ　避難者に対する各種相談業務
　オ　男女共同参画の視点による避難所運営への女性の参画

⑥　災害時における広報
ア　広報車による周知
イ　避難誘導員による現地広報
ウ　自主防災組織や自治公民館等を通じた広報

２　避難所の区分

避難者を収容する施設は、基本法により以下のように区分される。

指定緊急避難場所 （法第 49 条の４）	災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定。）
指定避難所 （法第 49 条の７）	災害が発生した場合に、避難のために立ち退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

ただし、本市では、基本法による指定避難所及び指定緊急避難場所※は「指定避難所」として位置付けるものとし、運用においても「指定避難所」という呼称を使用する。
指定する避難所は、次のように区分する。

※令和９年３月まで

避難所	指定避難所	一次避難所	台風等段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所
		二次避難所	一次避難所で対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所
	福祉避難所		高齢者や障がい者等の特別な配慮や援助を必要とする要配慮者の避難を優先する避難所

令和９年４月から

避難所	指定避難所	第一 開設避難所	台風等段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所
		第二 開設避難所	被害が大きいと予想される台風の場合、第一開設避難所で対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所
		予備 避難所	第一、第二開設避難所で対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所
	福祉避難所		高齢者や障がい者等の特別な配慮や援助を必要とする要配慮者の避難を優先する避難所

また、指定緊急避難場所を選定する際は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民等に開放されること、生命・身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地（洪水が及ばない高台等）にあること等に該当する施設または場所を、災害の種類ごと（洪水、土砂災害、大規模火災、地震）に指定する。（基本法第 49 条４～６、８）

更に、災害の想定等に応じて、隣接市町の協力を得て、指定緊急避難場所を隣接市町に設けることを想定するとともに、平時から隣接市町と調整を行うよう努めるものとする。

※指定緊急避難場所は、指定避難所のうち、取り急ぎ危険を避けるために一旦避難する場所（運動場や広場等）とし、避難者は状況に応じて、一次・二次避難所または福祉避難所に移動する、または自宅に戻ることになる。

３　避難所の指定

（１）対象とする施設

避難所として指定する施設は、耐久性（耐震、耐火、浸水区域外）を備えた公共の建物で、当該地域の避難者を収容できる、次に示すような施設とする。

なお、指定する避難所は、避難する者の居住地区を限定するものではない。

①　地区公民館
②　小学校、中学校等の教育施設
③　その他、保健療養施設や総合体育館等

学校を指定する場合は、避難所として利用できる範囲について、学校または教育委員会と協議する。

また、この計画で指定した避難所の多くが被災した場合、または収容できる人数を上回る避難者に対応する必要が生じた場合は、県教育委員会を通じて、高等学校等の施設の利用について協力を求める。

（２）災害危険箇所における避難所

市は、原則として、災害危険箇所にある施設、または老朽化の著しい施設は、避難所に指定せず、できる限り近くにある代替の公共施設または民間施設の利用を検討する。

民間の施設（旅館、ホテル、企業の社屋の一部・研修施設・福利厚生施設等）を避難所に指定する場合は、市と所有者（管理者）との間で、理解・同意を得て指定するとともに、災害時の利用関係、物資の備蓄、開設の方法や費用の負担等に関する協定を交わしておくよう努める。

地域の実情により、やむを得ず災害危険箇所にある施設を避難所として利用せざるを得ない場合は、災害の状況により、二次避難に対する体制を整える。

（３）福祉避難所の指定

市は、要配慮者の避難収容のため、福祉事業者に協力を求めて、臨時的に入所可能な社会福祉施設等を福祉避難所として利用することに関する協定を締結しておく等、災害の発生に備える。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。　【同項 11「避難所一覧」を参照】

（４）商店街、観光地における避難場所の確保

市は、多数の人が集まる商店街、観光地においては、安全な避難場所をあらかじめ決めておくとともに、避難のために分かりやすい誘導標識等の設置に努める。

（５）所要面積の算出

避難所について、その収容能力を算出するとき、１人あたりの所要面積は、原則として寝起き可能な面積をおおよそ畳１枚分と考え、２～３㎡／人を目安として計算する。

４　避難所要員の選任

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、迅速な避難所の開設を行うため、開設に係る責任者となる者を「避難所要員」としてあらかじめ選任し、避難所運営、応急処置等の研修の実施により啓発を行う。

避難所要員は、年間を通じて必要な携行品を身近に備え、勤務時間内のほか平日の夜間、土、日及び祝祭日においても、災害警戒本部長または災害対策本部長の指示に従って、所定の避難所に迅速に出向き、速やかに開設する。

《 避難所の開設に必要な携行品 》

・避難所開設状況等報告書	・無線機及び附属品	・ラジオ
・収容避難者名簿	・担当者用ビブス	・懐中電灯
・避難者カード	・救急セット	・電池
・避難所の鍵	・運営マニュアル	・ボールペン
・地図（危険箇所の掲載）	・飲食料（３食分程度）	・タブレット端末（避難所管理システム）

５　避難所の周知

（１）広　報

市は、災害時において、住民が的確な判断と避難を行うことができるよう、広報紙に指定した避難所を掲載するとともに、避難所や災害危険箇所等を明示した防災マップを配布する等、広報活動を通じて避難に関する情報の周知を図る。

また、避難所を変更した場合も、同様に広報活動を行い、周知を徹底する。

さらに、避難の際の非常持ち出し品の準備や、避難所生活における留意事項（要配慮者への配慮や避難所運営への協力や愛護動物の受入方法等）等についても周知を図る。

なお、避難情報が発令された場合の安全確保措置として、住民自身が避難所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと判断する場合には、「緊急安全確保」を行うべきことについて、平常時より住民等への周知徹底に努める。

（２）避難所の標示

市は、避難所となる施設には、住民に分かりやすいように避難所の標示を行う。

避難所の標示は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用するなど、どの災害の種別に対応した指定避難所であるか、次図のとおり区分に応じたものとする。

一次避難所、二次避難所の標示（寸法は一次・二次避難所とも共通）

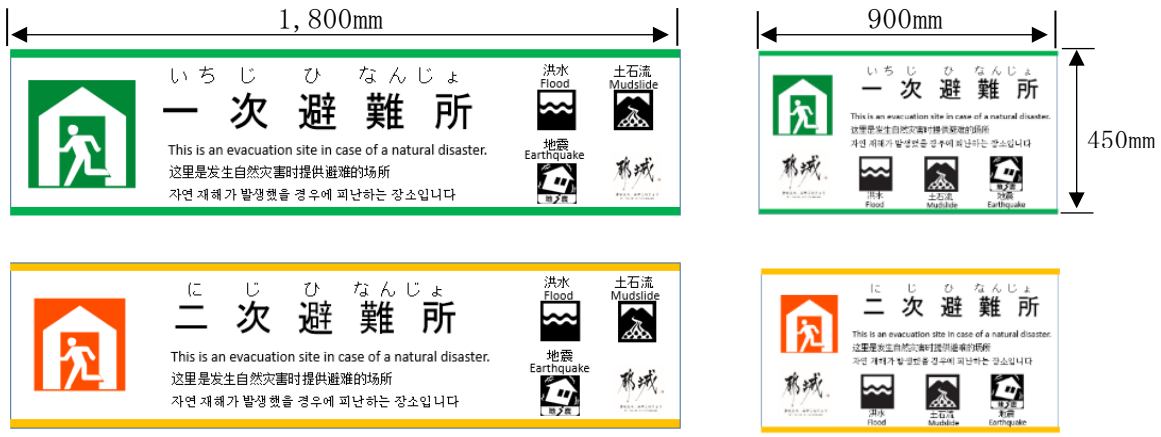

６　避難所の整備

（１）施設の整備

市は、避難所に指定した施設について、老朽化や施設の拡充のための改築や新設を行う場合は、建物の安全性の確保はもとより、避難所としての機能を備え持つよう配慮した計画とするよう努める。

また、避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力等調査による改築に努めるととも

に、天井材等の非構造部材の脱落防災対策、ブロック塀及び転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

避難所に指定している民間施設等について、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防災対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

（２）設備、備品の整備

① 避難所に必要な設備や備品については、年次計画を定めて、逐次整備を進める。また、緊急的な調達方法についても、あらかじめ検討をしておく。

② 設備の充実を図る上で、災害対策本部との連絡を確保するため、非常用電源をはじめ、電話回線、防災行政無線またはアンテナ設備、パソコン等の通信機器の整備を推進する。

③ 避難者の生活環境の整備のために必要な設備及び備品は、次の例による。

《 避難所における設備、備品の例 》

設　　備	備　　品
・仮設トイレ（できれば洋式） ・仮設風呂・シャワー ・洗濯機・乾燥機 ・組立式水槽 ・空調機器（エアコン等） ・給水タンク ・衛生電話や衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器	・畳、マット、カーペット ・間仕切り用パーテーション ・ストーブ、扇風機 ・テレビ、ラジオ ・簡易ベッド、毛布等 ・応急救護（救急用品） ・炊飯器、鍋、包丁、ガス用具、カセットコンロ等の調理道具 ・茶碗、皿、箸等の食器 ・食料、育児用調整粉乳 ・乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー

（３）避難所生活の長期化に対応した環境整備

市は、高齢者や障がい者、女性、子供、外国人等、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

①　水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合等の衛生対策
②　施設の機能維持のため、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備等を整備・強化
③　避難者が避難所で亡くなることがないように二次被害の防止対策を整備
④　持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備
⑤　医療・保健・福祉等多様な専門職の視点を取り入れる。
⑥　女性や子育てに配慮した施設・設備の整備
　ア　乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
　イ　女性用物干し場の設置
　ウ　トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置等
⑦　避難所、不在住宅等の防犯対策
⑧　避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等の対策
⑨　福祉関係者等の協力による介護・ケア等の支援の充実
⑩　愛護動物（ペット）の飼育スペースの設置と衛生対策等
⑪　宗教や信条に配慮したスペースの確保

７　公園、広場等の整備

市は、市街地における公園、広場等は、一時的な避難場所（指定緊急避難場所）となるほか、施設を利用できない場合の仮設テントの設置や応急仮設住宅の建設用地として避難生活の場にもなることから、発災後の施工に時間を要すると考えられる水道

管や下水管等について、あらかじめ埋設しておく等の整備に努める。

８　避難路の整備

市は、避難所に至る避難路を確保するため、道路改良または新設を計画するに当たっては、防災性に配慮した計画とし、延焼遮断帯や消防水利の併設等の整備を推進する。

また、沿道建物の不燃化、倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等の対策を講じる。

９　避難誘導体制の確立

市は、災害時の避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織等の協力により、避難ルートの要所に誘導員を配置する等、高齢者、障がい者、観光客、外国人等にも配慮した避難誘導体制を確立する。

なお、避難誘導体制の確立に当たっては、次の点に留意する。

① 広報、防災訓練、地域の話し合いを通じ、自主防災組織ごとに避難計画等に基づき、災害時の行動を理解しておく
② 降雨時の避難の呼びかけは雨音にさえぎられて聞き取りにくい場合があり、また、避難に応じない人があることも考えられるため、消防団、自主防災組織による戸別巡回を検討する。

10　避難のための知識の普及

市は、円滑かつ迅速な避難を図るため、住民に対して、次の事項の普及に努める。

（１）避難の準備

① 懐中電灯、ラジオ、予備の電池等を用意しておくこと
② 避難所及び避難路を確認しておくこと
③ テレビ、ラジオ、広報車、電話、ファクシミリ等による災害に関する情報に注意すること
④ 家族、親戚等との連絡方法を決めておくこと
⑤ 食料、衣料、貴重品の携行品等はあらかじめまとめておくこと
⑥ その他の必要事項

（２）避難するときの注意

① 避難は、地震、洪水に関わらず徒歩で行い、自動車はできるだけ使わないこと
② 高齢者等避難が発令があったときは、要配慮者を早めに避難させること
③ 避難を開始するときは、火の始末、戸締まりを完全にすること
④ 帽子、ヘルメット等の防具をつけ、なるべく身体の露出部分が少ないようにすること

⑤　単独行動は絶対に避け、集団避難の場合は、誘導者の指示に従い、危険と判断した場合は戻ることも考慮すること
⑥　浸水時の避難の場合、必要によってはロープや紐等をつかんで行動すること
⑦　膝以上の浸水が発生している場合は水の流れを考慮し、無理に屋外に出ないこと
⑧　避難の機を逸した場合、命を守る行動を最優先し、２階以上へ避難する等、状況に応じた行動をとること
⑨　その他の必要事項

（３）携行する家庭備蓄品

①　懐中電灯、ラジオ、予備の電池
②　下着１人１～２着
③　食料１人２～３食分
④　現金、貴重品、印鑑等
⑤　常用している医薬品
⑥　その他の必要最小限の物品

（４）浸水時の避難で用意するもの（浸水により避難路の足元が見えない状態）

①　1.5m程度の棒（足元の安全を確認するため）
②　ロープまたは紐（子供が流水に流されたり、穴に落下するのを防ぐため）

11　避難所一覧

現在指定している避難所は、次に示すとおりである。

《 指定避難所（一次避難所）》

令和９年３月まで

地　　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容人数	広場	出入口のバリアフリー	多目的トイレ
姫　城	総合社会福祉センター	松元町 4-17	25-2123	168	－	○	○
	コミュニティセンター	姫城町 10-7	23-2001	160	－	○	○
	明道小学校体育館	八幡町 12-4	22-4297	250	有	○	×
小松原	大王小学校体育館	大王町 20-1	23-2470	259	有	○	○
妻ケ丘	妻ヶ丘地区公民館	上東町 17-6	23-8592	130	－	○	○
祝　吉	祝吉地区公民館	郡元 1 丁目 1-4	23-2890	146	－	○	○
	早水公園体育文化センター	早水町 3867	24-6454	715	有	○	○
	南九州大学都城キャンパス体育館	立野町 3764-1	21-2111	426	有	○	×
	祝吉小学校体育館	祝吉 3 丁目 14-1	22-4293	270	有	○	○

地　　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
五十市	五十市地区公民館	五十町 2284	23-2184	125	－	○	○
	長寿館	鷹尾３丁目 4523-2	26-0114	57	－	○	○
	今町地区多目的研修集会施設	梅北町 435	－	164	有	○	×
	五十市地区体育館	久保原町 2-6	－	371	－	○	○
横　市	障がい者教養文化体育施設（サンアビリティーズ都城）	都原町 3369	25-2018	323	－	○	○
	西小学校体育館	南横市町 3800	22-4319	270	有	○	○
沖　水	沖水中学校体育館	都北町 5615	38-1335	336	有	○	○
	沖水地区公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	132	－	○	○
志和池	志和池地区公民館	上水流町 1536	36-0519	98	－	○	○
庄　内	乙房小学校体育館	乙房町 1707	37-0706	241	有	○	○
	庄内地区公民館	庄内町 12692-2	37-0888	118	－	○	○
西　岳	西岳小学校体育館・クラブハウス	美川町 2928	33-1602	171	有	○	○
	夏尾中学校体育館	夏尾町 6673-4	33-1600	175	有	○	○
中　郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
	中郷地区市民交流センター	安久町 6623	39-0121	101	－	○	○
山之口	山之口総合センター多目的ホール	山之口町 花木 1934-1	57-3111	119	－	○	○
	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館（人形の館）	山之口町 山之口 2921-1	57-5295	77	－	○	○
高　城	高城農村環境改善センター	高城町 有水 2986-1	59-9955	373	有	○	○
	高城生涯学習センター	高城町 穂満坊 105	58-2317	132	－	○	○
	高城地区公民館四家分館	高城町 四家 969-17	58-2317	10	－	×	×
山　田	山田総合福祉センター（けねじゅ苑）	山田町 山田 4319-2	64-2200	107	－	○	○
	山田運動公園山田体育館	山田町 山田 3717-1	64-3455	300	有	○	○
高　崎	縄瀬多目的集会所	高崎町 縄瀬 1823-3	62-5510	55	有	○	○
	笛水小中学校体育館・クラブハウス	高崎町笛水 959	62-4674	217	有	○	○
	高崎福祉保健センター	高崎町 大牟田 1340-3	62-4411	206	－	○	○

※「一次避難所」は、台風等段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所である。

《 指定避難所（二次避難所）》

令和９年３月まで

地　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容人数	広場	出入口のバリアフリー	多目的トイレ
姫　城	ウエルネス交流プラザ	蔵原町 11-25	26-1100	237	有	○	○
小松原	総合文化ホール	北原町 1106-100	23-7140	200	－	○	○
	小松原中学校体育館	大王町 19-1	22-0645	336	有	×	×
妻ケ丘	妻ケ丘中学校体育館	妻ケ丘町 13-3	22-0283	390	有	○	×
	東小学校体育館	上東町 11-20	22-3481	270	有	○	○
祝　吉	県立都城農業高等学校体育館	祝吉 1-5-1	22-4280	336	有	○	○
	祝吉中学校体育館	千町 4962	22-0697	357	有	○	×
五十市	五十市小学校体育館	五十町 2242	22-0476	270	有	○	○
	五十市中学校体育館	久保原町 2-6	23-0126	331	有	×	×
	今町小学校体育館	今町 8923	39-0776	232	有	○	○
	明和小学校体育館	久保原町 34-27	26-4000	254	有	○	○
	ふるさとセンター	下長飯町 5441-1	39-0270	53	－	×	×
横　市	西中学校体育館	都原町 7707	24-1128	295	有	○	○
沖　水	沖水小学校体育館	太郎坊町 1979	38-1330	282	有	○	○
志和池	丸野小学校体育館	野々美谷町 2941	36-0517	241	有	○	○
	志和池小学校体育館	上水流町 1666	36-0515	256	有	○	○
	志和池中学校体育館	上水流町 4323-1	36-3037	336	有	×	×
	みやざき学園・白雲小中学校体育館	丸谷町 388	36-0394	180	有	○	×
庄　内	菓子野小学校体育館	菓子野町 9555	37-0527	224	有	×	×
	庄内小学校体育館	庄内町 12680	37-0525	250	有	○	○
	庄内中学校体育館	庄内町 8976	37-0526	298	有	○	×
西　岳	夏尾小学校体育館	夏尾町 6644	33-1802	121	有	×	×
	吉之元小学校多目的室集会所	吉之元町 4518	33-1800	121	有	×	×
	御池小学校多目的室	御池町 5844-291	－	179	有	×	×

地　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
中　郷	安久小学校体育館	安久町 2648-2	39-0704	250	有	○	×
	中郷中学校体育館	梅北町 2909-1	39-0709	308	有	○	×
	尾平野自治公民館	安久町 3464-1	－	33	－	×	×
山之口	麓小学校体育館	山之口町 山之口 3842	57-2028	197	有	○	×
	山之口中学校体育館	山之口町 花木 1536	57-2007	333	有	×	×
	山之口総合センター	山之口町 花木 1934-1	57-3114	84	有	○	○
	山之口運動公園山之口体育館	山之口町 花木 2381-4	57-2236	555	有	○	○
	富吉小学校体育館	山之口町 富吉 1659-1	57-3151	197	有	○	○
	上富吉地区体育館	山之口町 富吉 1752-7	57-5188	169	－	○	×
高　城	高城運動公園総合体育館	高城町 穂満坊 2492	58-5514	520	有	○	○
	高城横原地区コミュニティセンター	高城町 桜木 159-1	－	57	－	×	×
	高城勤労青少年ホーム	高城町 桜木 1962	58-4887	341	－	○	○
	高城小学校体育館	高城町 穂満坊 20	58-2301	242	有	○	○
	高城中学校体育館	高城町 穂満坊 115-1	58-2303	280	有	○	×
	ふれあい武道館	高城町 穂満坊 1452	－	61	－	○	×
	石山体育センター	高城町 石山 1109-3	－	242	－	×	○
	有水小学校体育館	高城町 有水 3354-1	59-9306	185	有	○	×
	有水中学校体育館	高城町 有水 3656-1	59-9307	251	有	×	×
山　田	木之川内小学校体育館	山田町 山田 9350	64-2815	197	有	○	○
	山田木之川内体育センター	山田町 山田 9371	－	279	有	○	○
	山田小学校体育館	山田町 山田 3931	64-2104	199	有	○	○
	山田中学校体育館	山田町 山田 2189-1	64-2105	360	有	○	○
	中霧島小学校体育館	山田町 中霧島 3470-1	64-1015	197	有	○	○
	山田谷頭トレーニングセンター	山田町 中霧島 3263-1	－	288	－	○	○
高　崎	高崎小学校体育館	高崎町 大牟田 1179-1	62-1207	208	有	○	○
	高崎中学校体育館	高崎町 大牟田 1904-1	62-1108	297	有	○	○

地　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	高崎総合公園総合体育館	高崎町 大牟田 1326-1	62-4448	678	有	○	○
	東霧島多目的集会所	高崎町 東霧島 757-1	62-5510	71	－	○	○
	縄瀬小学校体育館	高崎町 縄瀬 1411	62-3771	156	有	○	○
	江平農村環境改善センター	高崎町 江平 2329-9	62-5510	143	有	○	○

※「二次避難所」は、一次避難所のみで対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所である。

※広場欄に「有」のある施設は、避難施設に隣接して運動場や広場等の広い面積の空間を有していることを表している。

《 県立高等学校等の施設 》

令和９年３月まで

地　区	施設の名称	所在地	連絡先	収容人数	広場
妻ケ丘地区	都城泉ヶ丘高等学校	妻ケ丘町 27-15	23-0223	620	有
妻ケ丘地区	都城商業高等学校	上東町 31-25	22-1758	530	有
祝吉地区	都城農業高等学校	祝吉１丁目 5-1	22-4280	530	有
五十市地区	都城工業高等学校	五十町 2400	22-4349	650	有
横市地区	都城西高等学校	都原町 3405	23-1904	520	有
横市地区	都城さくら聴覚支援学校	都原町 7430	22-0685	230	有
高城地区	高城高等学校	高城町穂満坊 156	58-2330	430	有

※収容人数については、体育館を収容の対象として算出している。

《 福祉避難所 》

令和５年３月現在、令和９年３月まで

施設名称	施設種類	所在地	連絡先	備考
総合社会福祉センター	福祉施設	松元町 4-17	25-2123	
祝吉地区公民館	公民館	郡元１丁目 1-4	23-2890	
五十市地区公民館	公民館	五十町 2284	23-2184	
障がい者教養文化体育施設（サンアビリティーズ都城）	体育館	都原町 3369	25-2018	指定管理者
沖水地区公民館	公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	
志和池地区公民館	公民館	上水流町 1536	36-0519	
庄内地区公民館	公民館	庄内町 12692-2	37-0888	

西岳小学校体育館・クラブハウス	教育施設	美川町 2928	33-1602	
中郷地区市民交流センター	公民館	安久町 6623	39-0121	
施設名称	施設種類	所在地	連絡先	備考
山之口総合センター多目的ホール	教育施設及び体育館	山之口町花木 1934-1	57-3111	
高城生涯学習センター	教育施設及び公民館	高城町穂満坊 105	58-2317	
山田総合福祉センター（けねじゅ苑）	福祉施設	山田町山田 4319-2	64-2200	
高崎福祉保健センター	福祉施設	高崎町大牟田 1340-3	62-4411	

《 指定避難所（第一開設避難所）》

令和９年４月から

地　　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容人数	広場	出入口のバリアフリー	多目的トイレ
姫城	コミュニティセンター	姫城町 10-7	23-2001	160	－	○	○
小松原	小松原地区公民館						
妻ケ丘	妻ヶ丘地区公民館	上東町 17-6	23-8592	130	－	○	○
祝　吉	祝吉地区公民館	郡元１丁目 1-4	23-2890	146	－	○	○
五十市	五十市地区公民館	五十町 2284	23-2184	125	－	○	○
横　市	西小学校体育館	南横市町 3800	22-4319	270	有	○	○
沖　水	沖水地区公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	132	－	○	○
志和池	志和池地区公民館	上水流町 1536	36-0519	98	－	○	○
庄　内	庄内地区公民館	庄内町 12692-2	37-0888	118	－	○	○
西　岳	西岳小学校体育館・クラブハウス	美川町 2928	33-1602	171	有	○	○
	夏尾中学校体育館	夏尾町 6673-4	33-1600	175	有	○	○
中　郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
山之口	山之口総合センター多目的ホール	山之口町花木 1934-1	57-3111	119	－	○	○
高　城	高城生涯学習センター	高城町穂満坊 105	58-2317	132	－	○	○
山　田	山田総合福祉センター（けねじゅ苑）	山田町山田 4319-2	64-2200	107	－	○	○
高　崎	高崎福祉保健センター	高崎町大牟田 1340-3	62-4411	206	－	○	○

《 指定避難所（第二開設避難所）》

令和９年４月から

地　　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容人数	広場	出入口のバリアフリー	多目的トイレ
姫　城	総合社会福祉センター	松元町 4-17	25-2123	168	－	○	○
	明道小学校体育館	八幡町 12-4	22-4297	250	有	○	×
祝　吉	早水公園体育文化センター	早水町 3867	24-6454	715	有	○	○
	南九州大学都城キャンパス体育館	立野町 3764-1	21-2111	426	有	○	×
	祝吉小学校体育館	祝吉 3 丁目 14-1	22-4293	270	有	○	○
五十市	長寿館	鷹尾 3 丁目 4523-2	26-0114	57	－	○	○
	今町地区多目的研修集会施設	梅北町 435	－	164	有	○	×
	五十市地区体育館	久保原町 2-6	－	371	－	○	○
横　市	障がい者教養文化体育施設（サンアビリティーズ都城）	都原町 3369	25-2018	323	－	○	○
沖　水	沖水中学校体育館	都北町 5615	38-1335	336	有	○	○
庄　内	乙房小学校体育館	乙房町 1707	37-0706	241	有	○	○
中　郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
山之口	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館（人形の	山之口町 山之口 2921-1	57-5295	77	－	○	○
高　城	高城農村環境改善センター	高城町 有水 2986-1	59-9955	373	有	○	○
	高城地区公民館四家分館	高城町 四家 969-17	58-2317	10	－	×	×
山　田	山田運動公園山田体育館	山田町 山田 3717-1	64-3455	300	有	○	○
高　崎	縄瀬多目的集会所	高崎町 縄瀬 1823-3	62-5510	55	有	○	○
	笛水小中学校体育館・クラブハウス	高崎町笛水 959	62-4674	217	有	○	○

《 指定避難所（予備避難所）》

令和９年４月から

地　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容人数	広場	出入口のバリアフリー	多目的トイレ
姫　城	ウエルネス交流プラザ	蔵原町 11-25	26-1100	237	有	○	○
小松原	総合文化ホール	北原町 1106-100	23-7140	200	－	○	○
	大王小学校体育館	大王町 20-1	23-2470	259	有	○	○

地　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	小松原中学校体育館	大王町 19-1	22-0645	336	有	×	×
妻ケ丘	妻ケ丘中学校体育館	妻ケ丘町 13-3	22-0283	390	有	○	×
	東小学校体育館	上東町 11-20	22-3481	270	有	○	○
祝　吉	県立都城農業高等学校体育館	祝吉 1-5-1	22-4280	336	有	○	○
	祝吉中学校体育館	千町 4962	22-0697	357	有	○	×
五十市	五十市小学校体育館	五十町 2242	22-0476	270	有	○	○
	五十市中学校体育館	久保原町 2-6	23-0126	331	有	×	×
	今町小学校体育館	今町 8923	39-0776	232	有	○	○
	明和小学校体育館	久保原町 34-27	26-4000	254	有	○	○
	ふるさとセンター	下長飯町 5441-1	39-0270	53	－	×	×
横　市	西中学校体育館	都原町 7707	24-1128	295	有	○	○
沖　水	沖水小学校体育館	太郎坊町 1979	38-1330	282	有	○	○
志和池	丸野小学校体育館	野々美谷町 2941	36-0517	241	有	○	○
	志和池小学校体育館	上水流町 1666	36-0515	256	有	○	○
	志和池中学校体育館	上水流町 4323-1	36-3037	336	有	×	×
	みやざき学園・白雲小中学校体育館	丸谷町 388	36-0394	180	有	○	×
庄　内	菓子野小学校体育館	菓子野町 9555	37-0527	224	有	×	×
	庄内小学校体育館	庄内町 12680	37-0525	250	有	○	○
	庄内中学校体育館	庄内町 8976	37-0526	298	有	○	×
西　岳	夏尾小学校体育館	夏尾町 6644	33-1802	121	有	×	×
	吉之元小学校多目的室集会所	吉之元町 4518	33-1800	121	有	×	×
西岳	御池小学校多目的室	御池町 5844-291	－	179	有	×	×
中　郷	安久小学校体育館	安久町 2648-2	39-0704	250	有	○	×
	中郷中学校体育館	梅北町 2909-1	39-0709	308	有	○	×
	尾平野自治公民館	安久町 3464-1	－	33	－	×	×
山之口	麓小学校体育館	山之口町 山之口 3842	57-2028	197	有	○	×

地　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	山之口中学校体育館	山之口町 花木 1536	57-2007	333	有	×	×
	山之口総合センター	山之口町 花木 1934-1	57-3114	84	有	○	○
	山之口運動公園山之口体育館	山之口町 花木 2381-4	57-2236	555	有	○	○
	富吉小学校体育館	山之口町 富吉 1659-1	57-3151	197	有	○	○
	上富吉地区体育館	山之口町 富吉 1752-7	57-5188	169	－	○	×
高　城	高城運動公園総合体育館	高城町 穂満坊 2492	58-5514	520	有	○	○
	高城横原地区コミュニティセンター	高城町 桜木 159-1	－	57	－	×	×
	高城勤労青少年ホーム	高城町 桜木 1962	58-4887	341	－	○	○
	高城小学校体育館	高城町 穂満坊 20	58-2301	242	有	○	○
	高城中学校体育館	高城町 穂満坊 115-1	58-2303	280	有	○	×
	ふれあい武道館	高城町 穂満坊 1452	－	61	－	○	×
	石山体育センター	高城町 石山 1109-3	－	242	－	×	○
	有水小学校体育館	高城町 有水 3354-1	59-9306	185	有	○	×
	有水中学校体育館	高城町 有水 3656-1	59-9307	251	有	×	×
山　田	木之川内小学校体育館	山田町 山田 9350	64-2815	197	有	○	○
	山田木之川内体育センター	山田町 山田 9371	－	279	有	○	○
	山田小学校体育館	山田町 山田 3931	64-2104	199	有	○	○
	山田中学校体育館	山田町 山田 2189-1	64-2105	360	有	○	○
	中霧島小学校体育館	山田町 中霧島 3470-1	64-1015	197	有	○	○
	山田谷頭トレーニングセンター	山田町 中霧島 3263-1	－	288	－	○	○
高　崎	高崎小学校体育館	高崎町 大牟田 1179-1	62-1207	208	有	○	○
高　崎	高崎中学校体育館	高崎町 大牟田 1904-1	62-1108	297	有	○	○
	高崎総合公園総合体育館	高崎町 大牟田 1326-1	62-4448	678	有	○	○
	東霧島多目的集会所	高崎町 東霧島 757-1	62-5510	71	－	○	○
	縄瀬小学校体育館	高崎町 縄瀬 1411	62-3771	156	有	○	○
	江平農村環境改善センター	高崎町 江平 2329-9	62-5510	143	有	○	○

地　区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
県立高等学校等の施設							
妻ケ丘地区	都城泉ヶ丘高等学校	妻ケ丘町 27-15	23-0223	620	有	○	○
妻ケ丘地区	都城商業高等学校	上東町 31-25	22-1758	530	有	○	○
祝吉地区	都城農業高等学校	祝吉１丁目 5-1	22-4280	530	有	○	○
五十市地区	都城工業高等学校	五十町 2400	22-4349	650	有	○	○
横市地区	都城西高等学校	都原町 3405	23-1904	520	有	○	○
横市地区	都城さくら聴覚支援学校	都原町 7430	22-0685	230	有	○	○
高城地区	高城高等学校	高城町穂満坊 156	58-2330	430	有	○	○

《福祉避難所としての利用について協定を締結している施設》

令和５年４月現在

No.	団　体　名	連絡先	施設名称	施設住所
1	株式会社　絆	21-1371	デイサービスセンター　絆	平塚町 9964-5
2	社会福祉法人 なかま福祉会	36-7002	デイサービス　なかま	太郎坊町 1530
3	有限会社　未来企画	22-9511	グループホーム　オルゴール	吉尾町 111-1
			デイサービスセンター かすたねっと	下川東 1-7-1
4	社会福祉法人　観音の里	58-4550	特別養護老人ホーム　高城園	高城町穂満坊 3416
			高城園デイサービスセンター	高城町穂満坊 3420
5	社会福祉法人　まりあ	46-2727	特別養護老人ホーム　まりあ	志比田町 9573-1
			ショートステイ　まりあ	志比田町 9573-1
			デイサービスセンター　まりあ	志比田町 9541
			グループホーム　まりあ	志比田町 9541
			デイサービスセンター 福さんの家	郡元町 3310-1
6	社会福祉法人 あさぎり福祉会	64-3621	特別養護老人ホーム　あさぎり園	山田町中霧島 2546-6
7	有限会社　ファイ企画	45-9777	デイサービス　すみれ	丸谷町 1005
8	医療法人　魁成会	22-7100	介護老人保健施設 こんにちわセンター	牟田町 4-10
9	企業組合	45-8010	大地デイサービス	高崎町大牟田 903-9

No.	団　体　名	連絡先	施設名称	施設住所
	居室サービス 大地		有料老人ホーム集団生活 憩いの場「春」	高崎町大牟田 903-9
10	西日本総合福祉株式会社	46-3608	デイサービスセンター　元気の里	下川東 4-3220-3
11	社会福祉法人 都城福祉協議会	25-2123	都城市志和池福祉センター	上水流町 1540
12	社会福祉法人　共友会 都城市福祉作業所	36-4141	都城市福祉作業所	横市町 5281-1
			都城市福祉作業所　都原分場	都原町 3351-10
13	株式会社 トータルケアサービス	29-1125	デイサービス　やまのくち	山之口町富吉 2907
14	合同会社　円卓	36-2302	デイサービス　円卓	野々美谷町 3505-3
15	株式会社　DRF	47-4305	デイサービス リオン　安久事業所	安久町 4657-4
16	社会福祉法人 キャンバスの会	51-5132	生活介護施設　なみき	年見町 30-1-2
			短期入所施設　さくら	年見町 30-1-2
17	有限会社　まごころサービス	21-1117	デイサービス　わくわく	南鷹尾 25-10
18	医療法人啓仁会	23-2844	城南病院	大王町 30-5
19	合同会社　みらい	25-0551	デイサービス　みらい	上川東 4-7-3
20	有限会社　ケアプロジェクト	80-4117	リハビリテーション　ケアふる都城	鷹尾 3 丁目 34-1
21	有限会社　千寿会	39-0873	わらべの里デイサービスセンター	下長飯町 1568
22	森山産業株式会社	46-8700	ウエルライフたか尾デイサービスセンター	南鷹尾町 11-4
			ウエルライフパークデイサービスセンター	南鷹尾町 11-5
23	非営利活動法人　風の道	39-4804	社会福祉法人　風の道	2465-2
24	株式会社 マルエイ自動車	38-0489	デイサービス　きごころ	立野町 3655-2
			くつろぎ	立野町 3655-2
25	医療法人(社団) 仮屋医院	36-0521	デイケア施設　あおぞら	上水流町 2348
26	社会福祉法人　常緑会	39-1111	星空の都　なかごう	豊満町 2647
27	(株)西日本福祉サービス研究所	23-1177	デイサービス　正寿の都	北原町 21-16
			介護付有料老人ホーム けあらいふ正寿の都	北原町 21-16
28	特定非営利活動法人 いちいがしの里	57-2411	グループホーム　オリーブ	山之口町花木 2152-3
29	医療法人海誠会 庄内医院	37-0522	医療法人　海誠会　庄内医院	庄内町 8610

No.	団　体　名	連絡先	施設名称	施設住所
30	医）豊寿会 グループホーム ふれあい園	62-2340	グループホーム ふれあい園	高崎町東霧島 752-3
31	医療法人 清陵会 隅病院	62-1100	隅病院	高崎町大牟田 1204
32	株式会社 サントク	23-0003	スマイルライフ 早水の杜	早水町 4503-95
33	非営利特定法人 地域の福祉を考える会 大樹	45-8327	指定通所介護事業所 あすなろ	高崎町縄瀬 3128-1
34	社会福祉法人 莞爾会	46-3881	デイサービスセンター長遊園	蔵原町 12-3
35	株式会社サルビア	58-8500	サルビア乙房事業所	乙房町 1711-1
36	社会福祉法人大淀福祉会	21-6600	ケアハウスわかば	上長飯町 2683-3
		21-6612	特別養護老人ホームわかば	上長飯町 2687-1
		21-8686	地域密着型特別養護老人ホームわかば	上長飯町 2664

※「福祉避難所」は、要配慮者（特に要介護者や障がい者等）を優先して収容できる指定避難所や老人福祉施設等指定要件の整った施設を市が指定する。

第２項　応急仮設住宅の建設用地の確保

１　建設用地の選定

市は、応急仮設住宅の建設には、原則として公園等の公有地を利用するものとし、平常時から状況の確認に努める。

また、適当な公有地がない場合に備え、企業等の所有する利用可能な土地についても把握に努め、平常時から災害時における利用について調整を図っておく。

なお、実際に、応急対策として民有地を利用する場合は、無償で提供を受ける事ができる土地が望ましいが、やむを得ない場合は賃貸借契約を交わした上で、応急仮設住宅の建設を行う。

２　建設用地についての配慮

市は、建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、病院、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮する。

また、必要に応じて、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておくものとする。

３　建設事業者団体等との協定締結

市は、応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、あらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結する。

４　住宅の仕様等の検討

市は、平常時より、単身や多人数世帯、要配慮者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の検討、設置後の地域社会づくり等に考慮した配置の検討を行っておくものとする。

５　公営住宅の情報整備

市は、公営住宅の空室が災害時に住居を失った被災者の生活支援として利活用することが考えられることから、平常時より空室状況の把握に努め、災害時には速やかに情報提供できるようにしておく。

第１２節　要配慮者の支援対策

項　目	担　当
第１項　社会福祉施設等の対策	総務部、福祉部、こども部
第２項　支援環境の整備	総合政策部、総務部、地域振興部、福祉部、こども部、健康部、各総合支所
第３項　避難行動要支援者の把握	総務部、福祉部、こども部、各総合支所
第４項　避難所の支援対策	総務部、福祉部、こども部、健康部
第５項　円滑かつ迅速な避難の確保	総務部、福祉部、こども部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、災害が発生した場合において、避難情報の入手や避難行動、避難生活に支援を要する要配慮者について、市、防災会議及び要配慮者に関わる福祉、医療関係団体等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、平常時の見守り体制を整備するとともに、災害発生時に迅速な避難誘導により安全が確保されるよう連携して支援体制の構築に努める。

第１項　社会福祉施設等の対策

市は、県と連携して、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設等管理者へ助言・指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整・支援を行う。また、災害発生後は、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整等を検討する。

施設等管理者は、次に示す事項に留意し、施設入所者や通所者(以下、「施設入所者等」という。)の安全確保体制を整備する。

① 施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画（夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できること）をあらかじめ策定しておく。
② 非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、自治公民館やボランティア組織等との連携に努める。また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。
③ 災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の安全性等の確保に努める。また、施設内の設備品の倒壊・転落防止等の対策を講じておく。
④ 災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。
⑤ 施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等へ

の防災教育や避難訓練を実施する。また、避難訓練においては、消防署、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

⑥　職員の防災士資格取得に努める。

⑦　県や市が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努める

第２項　支援環境の整備

１　避難行動要支援者への支援

（１）家庭内の取組

避難行動要支援者は、災害に備えて次のことに努める。

①　避難方法や緊急連絡先について、家族であらかじめ決めておく。
②　避難行動要支援者の存在を明らかにし、地域とのコミュニティを深める。
③　手助けをしてくれる支援者の確保をしておく。
④　地震対策（家具の移動・転倒防止、非常物出品の準備）をしておく。
⑤　食料品や飲料水などを備蓄しておく。

（２）地域の支援体制

自主防災組織、自治公民館、民生委員・児童委員、消防団は、地域の介護サービス事業者等と連携・協力して、避難行動要支援者の支援のために次のことに努める。

①　平常時から地域内に住む寝たきり高齢者や障がい者等の所在について把握する。
②　平常時の見守りに努める。
③　災害発生時（災害発生の恐れがある場合を含む）の支援の要請に応える体制の整備を図る。

（３）市における体制の整備

市は、災害時における避難行動要支援者の支援のために次のことを行う。

特に、人工透析患者や人工呼吸器使用者等の医療の中断が致命的となる患者及び在宅難病患者等の災害時における支援について、平常時より医療機関と調整しておく。

①　避難行動要支援者支援の必要性や対処方法等の普及・啓発を行う。
②　緊急的な支援の要請に対処するため、避難行動要支援者の情報を集約する。
③　関係機関と連携して迅速な支援が行える体制を整備する。
④　個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

２　施設入所者、入院患者等への支援

入所者や入院患者を収容している社会福祉施設や病院等は、次のことを行う。

①　施設内の安全対策について点検、整備する。
②　防災用の資機材等の整備、充実を図る。
③　避難計画を作成する。
④　避難訓練などを通じて職員の防災意識の高揚と、支援体制の整備を図る。

３　外国人に対する防災対策

（１）外国人の状況の把握

市は、地域、企業等とも連携して、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時から外国人の居住状況等の把握に努める。

（２）防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を作成し、外国人を雇用する事業所等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

（３）生活環境の整備

①　県の外国人相談窓口との連携

市は、外国人が気軽に相談し適切なアドバイスを受けられる(公財)宮崎県国際交流協会の外国人相談窓口との連携を図り、災害時に対応できる相談窓口づくりに努める。

②　支援環境の整備

市は、宮崎県災害時多言語センターの支援をもらい避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図る等、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、避難所における外国語表示や生活支援体制の整備に努める。

③　行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙、ホームページ等を利用して、多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字による情報提供を行うよう努める。

④　語学外国人災害サポートボランティアの確保

市は、市社会福祉協議会と連携して、災害発生時に通訳や翻訳等を行う外国人サポートボランティアの確保、及び活動を支援するための多言語による防災対策対話集等の冊子の作成を検討する。

（４）外国人旅行者向け情報提供手段・方法の確立

市は、情報提供の際に活用する多言語コミュニケーションツールの整備（コミュニ

ケーションカード、ピクトグラム、音声データ等）や、災害情報提供ポータルサイト「Safety tips for travelers」及びスマートフォン用アプリ「Safety tips」を活用するためのシステムの整備（ポータルサイトのリンクの確認、利用可能なパソコンやスマートフォンのリストアップ、アプリのダウンロード等）及び周知を行う。

※「Safety tips」は、日本国内における緊急地震速報等の情報を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリケーション。このアプリを観光・宿泊施設運営者や在住外国人・近隣住民が自らの端末にダウンロードし、アプリを通じて外国人旅行者に必要な情報を提供することが考えられる。

第３項　避難行動要支援者の把握

１　避難支援プランの作成

①　市は、災害時において、避難行動要支援者の避難支援活動を適切に行うため、避難行動要支援者名簿の作成や避難支援関係機関の具体的な役割等、避難支援に関する全体的な考え方と、避難行動要支援者一人ひとりに対する支援方法等に関する避難支援プランを作成する。
②　避難支援プランは、避難行動要支援者支援対策に係る全体計画であるとともに、本計画の下位計画に位置付ける。
③　避難支援プランでは、高齢者や障がい者のほか、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等に対する支援の方法について検討する。
④　避難行動要支援者の避難支援に係る具体的な災害予防と応急対策は、この避難支援プランに基づいて実施する。

２　避難行動要支援者名簿の作成

（１）名簿作成対象者

市は、要配慮者情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿作成に関する条例及び避難支援プランに基づき、要配慮者のうち、第三者による避難支援の対象となる在宅の避難行動要支援者の情報を集約して避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の支援及び安否確認に備える。

なお、避難行動要支援者とは、下表のうち次に示す者である。

①　自分（同居家族等を含む）に危険が迫っていることを覚知できない者
②　自分（同居家族等を含む）に危険が迫っていることを覚知できても、避難の判断ができない者
③　避難の判断ができても、自分（同居家族等を含む）の力で避難することができない者
④　自分（同居家族等を含む）が危険な状態になっても、それを人に知らせることができない者

ア　65 歳以上のひとり暮らし高齢者
イ　75 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
ウ　介護保険法(平成９年法律第 123 号)に規定する要介護認定において、要介護３以上の認定を受けている者
エ　身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第５号身体障害者障害程度等級表の１級または２級に該当する肢体障害を有する者、視覚障害及び聴覚障害に該当する障害を有する者
オ　「療育手帳制度について」(昭和 48 年９月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者
カ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成７年法律第 94 号）第 45 条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
キ　特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
ク　前各号に準じる状態にある者で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た者

（２）避難行動要支援者名簿の作成

①　市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約する。

また、市で把握していない情報が、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認めるときは、県その他の関係機関に対して、情報提供を求める。

名簿に記載する事項は、次に示すもののほか、避難支援プランによるものとする。

ア　氏名	エ　住所または居所
イ　生年月日	オ　電話番号その他の連絡先
ウ　性別	カ　避難支援等を必要とする事由

②　市は、避難行動要支援者の状況が、常に変化しうることから、毎年度及び必要に応じて、その名簿の情報を適正に更新し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

（３）名簿情報の提供

①　市は、災害の発生に備え、避難支援等に必要な限度で、本人の同意を得て、避難支援等の実施に携わるもの（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、作成した名簿情報を提供する。

ただし、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者については、今後、市の関係部局及び関係機関において協議し定める。

②　市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要と認められる場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者以外の支援者等に対しても、名簿情報を提供することができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（４）名簿情報を提供する場合における配慮

①　市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者に対して、名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求め、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

②　名簿情報については、避難行動支援者名簿及び個別避難計画に関する条例第６条（名簿情報の取扱いに関する協定）による。

第４項　避難所の支援対策

１　避難所における対策

市は、本計画で指定する避難所について、できるかぎり要配慮者の様態を考慮したバリアフリー化を推進する。

２　福祉避難所の整備

市は、災害時に、臨時的に入所可能な社会福祉施設等を「福祉避難所」として利用するため、あらかじめ複数の社会福祉施設等と協定を締結して、災害が発生した場合の連絡方法や対応について定める。

第５項　円滑かつ迅速な避難の確保

１　情報伝達体制の整備

（１）高齢者等避難の発令

①　市は、避難行動要支援者に早めの避難を促すため、「高齢者等避難」を発令する。

②　「高齢者等避難」の発令は、広報車、テレビやラジオのほか、宮崎県防災・防犯情報メールサービス、緊急速報メール（エリアメールを含む。）、ＳＮＳ、防災行政無線を利用して配信する。

（２）情報伝達網の整備

① 市は、避難情報を避難行動要支援者又は支援者に確実に伝達するため、地域の情報伝達網の整備を促進する。

② 地域の情報伝達網の整備は、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等について優先的かつ重点的に進める。

③ 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等にある、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）については、電話又はファクシミリ、及び防災行政無線を用いて、直接、市から洪水等に関する情報や土砂災害警戒情報、避難に係る情報等を連絡する。

《 要配慮者施設への防災情報等の伝達系統 》

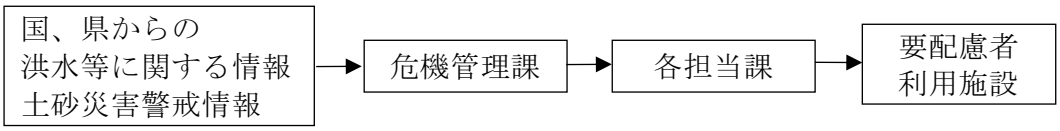

２　避難行動の補助及び搬送

① 市は、要配慮者の避難行動を補助する、又は避難所への搬送を行う必要が生じた場合、速やかに対処するため人員や車両の配備を検討する。

② あらかじめ福祉車両や介助用機材を所有する団体等を調査し、災害時に協力を要請できる体制を整備する。

《 洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設 》

令和７年４月１日現在

No.	河川名	施設名	住所	連絡先	担当課	※
1	大淀川	デイサービスサルビア乙房事業所	乙房町 1711-1	58-8500	介護保険課	○
2	大淀川	志比田の里	志比田町 7389	36-7158	介護保険課	○
3	大淀川	デイサービスセンター志比田の里	志比田町 7389	36-7158	介護保険課	○
4	大淀川	住宅型有料老人ホームすずらん	下川東４丁目 2-2-1	80-6541	介護保険課	○
5	大淀川	デイサービスすずらん	下川東４丁目 2-2-1	80-6511	介護保険課	○
6	大淀川	グループホームミューズの空庄内	庄内町 8122-1	37-3777	介護保険課	○
7	大淀川	庄内の杜２	庄内町 8610	37-0585	介護保険課	○
8	大淀川	庄内の社１	庄内町 8610	36-5750	介護保険課	○
9	大淀川	医療法人海誠会庄内医院通所リハビリテーション	庄内町 8610	27-4501	介護保険課	○
10	大淀川	デイサービス庄内の杜	庄内町 8610	36-5751	介護保険課	○
11	大淀川	特別養護老人ホーム白寿園	庄内町 8673	37-0887	介護保険課	○
12	大淀川	短期入所生活介護　庄内の里	庄内町 8673	37-0887	介護保険課	○
13	大淀川	庄内デイサービスセンター	庄内町 8673-3	37-0894	介護保険課	○
14	大淀川	デイサービスセンタークララ	安久町 5596-3	27-6571	介護保険課	○

No.	河川名	施設名	住所	連絡先	担当課	※
15	大淀川	有料老人ホーム高木	高木町 4343-1	36-5563	介護保険課	○
16	大淀川	デイサービスほっとん	高木町 4343-1	36-5563	介護保険課	○
17	大淀川	特別養護老人ホーム高城園	高城町穂満坊 3416	58-4550	介護保険課	○
18	大淀川	高城園デイサービスセンター	高城町穂満坊 3416	58-4550	介護保険課	○
19	大淀川	特別養護老人ホーム高城園東館	高城町穂満坊 3438-1	58-4550	介護保険課	○
20	大淀川	高齢者総合福祉施設恵寿苑	太郎坊 563-1	38-8818	介護保険課	○
21	大淀川	特別養護老人ホーム恵寿苑	太郎坊 563-1	38-8800	介護保険課	○
22	大淀川	グループホームめぐみ	太郎坊 563-2	38-8811	介護保険課	○
23	大淀川	コンパスウォーク都城鷹尾	鷹尾１丁目 26-13	51-9988	介護保険課	○
24	大淀川	小規模多機能型居宅介護創生館	庄内町 8618-1	36-5103	介護保険課	○
25	大淀川・沖水川	住宅型有料老人ホームもみじ荘	金田町 2529-1	36-7961	介護保険課	○
26	大淀川・沖水川	デイサービス昭和クラブ	金田町 2538-1	36-8358	介護保険課	○
27	大淀川・沖水川	デイサービスセンター元気の里	下川東２丁目 4-13	46-3607	介護保険課	○
28	大淀川・沖水川	デイストーリー	吉尾町 1958-2	51-4165	介護保険課	○
29	大淀川・沖水川	デイドリーム	吉尾町 1958-2	51-4165	介護保険課	○
30	大淀川・沖水川	特別養護老人ホーム島津乃荘	吉尾町 2200-1	46-2155	介護保険課	○
31	大淀川・沖水川	有料ケアホームこんにちわセンター	松元町 15-10	22－5757	介護保険課	○
32	大淀川・萩原川	デイサービスこんにちわセンター	松元町 15-10	22-7100	介護保険課	○
33	大淀川・萩原川	宮永病院通所リハビリテーション	松元町 15-10	22-2015	介護保険課	○
34	大淀川・萩原川	介護老人保健施設こんにちわセンター	牟田町 4-10	22-7100	介護保険課	○
35	大淀川・東岳川	政所医院通所リハビリテーション	高城町穂満坊 3213-1	58-2171	介護保険課	○
36	大淀川・東岳川	グループホーム　まごころ	高城町穂満坊 3213-2	58-6770	介護保険課	○
37	沖水川	小規模多機能ホーム一休庵いわよし	郡元町 217-1	46-4011	介護保険課	○
38	沖水川	グループホームオルゴール	吉尾町 111-1	38-0552	介護保険課	○
39	沖水川	デイサービス　リハ処　匠	吉尾町 6215	36-4544	介護保険課	○
40	萩原川	デイサービスホーム　ゆいまある	一万城町 106-11-1	70-0855	介護保険課	○
41	萩原川	リハビリデイサービス希望	一万城町 27-19	46-4070	介護保険課	○
42	萩原川	ショートステイわかば	上長飯町 2664	21-8686	介護保険課	○
43	萩原川	地域密着型空床ショートステイわかば	上長飯町 2664	21-8686	介護保険課	○
44	萩原川	地域密着型特別養護老人ホームわかば	上長飯町 2664	21-8686	介護保険課	○
45	萩原川	ケアハウスわかば	上長飯町 2683-3	21-6600	介護保険課	○
46	萩原川	デイサービスセンターわかば	上長飯町 2683-3	21-1700	介護保険課	○
47	萩原川	空床型ショートステイわかば	上長飯町 2687-1	21-6612	介護保険課	○
48	萩原川	特別養護老人ホームわかば	上長飯町 2687-1	21-6612	介護保険課	○
49	萩原川	リハケアセンター上長飯	上長飯町 38-1	36-4860	介護保険課	○
50	萩原川	リハケアセンター都城	上長飯町 38-1	36-4802	介護保険課	○
51	萩原川	星空の都デイサービスセンターか	上長飯町 5111	26-2788	介護保険課	○

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
		みながえ				
52	萩原川	住宅型有料老人ホーム上長飯	上長飯町 5247-9	51-8856	介護保険課	○
53	萩原川	デイサービスかみながえ	上長飯町 5247-9	51-8856	介護保険課	○
54	萩原川	一般社団法人　藤元メディカルシステム	早鈴町 17-1	22-1717	介護保険課	○
55	萩原川	ライフクリニック	安久町 6337-2	39-2525	介護保険課	○
56	東岳川	グループホーム朝霧２号館	高城町大井手 1049	53-2505	介護保険課	○
57	東岳川	さくら咲くデイサービスセンター	高城町桜木 857-3	58-2213	介護保険課	○
58	東岳川	介護老人保健施設　ハッピーライフ高城	高城町穂満坊 455-2	58-5566	介護保険課	○
59	東岳川	吉見クリニック通所リハビリテーション	高城町穂満坊 459-1	58-5668	介護保険課	○
60	東岳川	グループホーム菜の花	高城町穂満坊 496-3	58-6677	介護保険課	○
61	大淀川・沖水川	川東小学校	下川東２丁目 3295	24-1148	教育施設課	○
62	沖水川	沖水中学校	都北町 5615	38-1335	教育施設課	○
63	高崎川	高崎麓小学校	高崎町前田 758	62-2124	教育施設課	○
64	萩原川	南小学校	姫城町 25-17	22-3430	教育施設課	○
65	萩原川	上長飯小学校	上長飯町 53-1	22-0991	教育施設課	○
66	萩原川	姫城中学校	姫城町 25-71	22-4281	教育施設課	○
67	大淀川	仮屋外科胃腸科医院	志比田町 5427-1	25-7712	健康課	○
68	大淀川	医療法人海誠会　庄内医院	庄内町 8610	37-0522	健康課	○
69	大淀川	三嶋内科	鷹尾１丁目 26-6	24-7171	健康課	○
70	大淀川	都城市郡医師会病院	太郎坊町 1364-1	36-8300	健康課	○
71	大淀川	西浦医院	松元町 6-13	22-0715	健康課	○
72	大淀川・萩原川	宗正病院	八幡町 15-3	22-4380	健康課	○
73	大淀川・萩原川	宮永病院	松元町 15-10	22-2015	健康課	○
74	大淀川・萩原川	小山田眼科医院	松元町 2-8	22-0710	健康課	○
75	大淀川・萩原川	村上循環器内科クリニック	宮丸町 3017-16	25-2700	健康課	○
76	大淀川・萩原川	伊達クリニック	牟田町 28-7	36-7088	健康課	○
77	大淀川・東岳川	政所医院	高城町穂満坊 3213-1	58-2171	健康課	○
78	沖水川	ながはま整形外科	都北町 3606-2	46-7188	健康課	○
79	沖水川	都北ごとうクリニック	都北町 5734-1	38-6060	健康課	○
80	沖水川	福島外科胃腸科医院	都北町 6430	38-1633	健康課	○
81	沖水川	ふたみ眼科	都北町 6445	38-5532	健康課	○
82	沖水川	やの耳鼻咽喉科	吉尾町 118-1	27-5222	健康課	○
83	沖水川	きたむら皮膚科クリニック	吉尾町 6112	38-7300	健康課	○
84	萩原川	有馬医院	上長飯町 48-1	23-2610	健康課	○
85	萩原川	かみながえクリニック	上長飯町 5228-1	25-0224	健康課	○
86	萩原川	藤元総合病院	早鈴町 17-1	22-1717	健康課	○
87	萩原川	藤元病院	早鈴町 17-4	25-1315	健康課	○

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
88	萩原川	ライフクリニック	安久町 6337-2	39-2525	健康課	○
89	東岳川	吉見病院	高城町穂満坊 457-1	58-2335	健康課	○
90	東岳川	吉見クリニック	高城町穂満坊 459-1	58-5633	健康課	○
91	大淀川	都城市太郎坊児童館	太郎坊町 1756	38-5282	こども政策課	○
92	大淀川	都城市石山児童館	高城町石山 1109-4	58-6052	こども政策課	○
93	大淀川	プロスペール	志比田町 5324-1	36-5316	障がい福祉課	○
94	大淀川	就労継続支援事業所　太陽	志比田町 5641-6	24-7023	障がい福祉課	○
95	大淀川	ベストライフ都城	下川東 1 丁目 1-3	51-5955	障がい福祉課	○
96	大淀川	ｈana（ハナ）	大王町 10-12	88-0003	障がい福祉課	○
97	大淀川	放課後等デイサービス　いちご	都島町 210-106	36-6011	障がい福祉課	○
98	大淀川・萩原川	障がい者グループホームわんだ荘	甲斐元町 2-6	080-8545-0349	障がい福祉課	○
99	大淀川・萩原川	スマイル	甲斐元町 5-11	36-5603	障がい福祉課	○
100	沖水川	シーソーウェルフェア	都北町 5745	57-9500	障がい福祉課	○
101	萩原川	なのはな村	一万城町 82-4	46-3737	障がい福祉課	○
102	丸谷川	山田りんどう福祉会	山田町山田 3063-4	45-6133	障がい福祉課	○
103	東岳川	特別養護老人ホーム高城園	高城町穂満坊 3416	58-4550	介護保険課	○
104	大淀川	川東さくらんぼこども園	下川東 2 丁目 3351	22-2210	保育課	○
105	大淀川	下長飯保育園	下長飯町 5494-1	39-1040	保育課	○
106	大淀川	みやこのじょう児童学園 ひまわり	大王町 14-2	23-9335	保育課	○
107	大淀川	ひまわり児童クラブ	大王町 14-2	23-9335	こども政策課	○
108	大淀川	フォルケホイスコーレ児童クラブ大王２	牟田町 17-10	36-6950	こども政策課	○
109	大淀川	認定こどもの家　石山保育園	高城町石山 3758	58-5931	保育課	○
110	大淀川	石山小放課後クラブ	高城町石山 1109-4	58-6066	こども政策課	○
111	大淀川	都城市郡医師会病院むーじーず	太郎坊町 1364-1	36-8088	保育課	○
112	大淀川	きりしまたけのここども園	志比田町 5654	36-6310	保育課	○
113	大淀川・沖水川	第一川東小どんぐり児童クラブ	下川東 2 丁目 3295	51-6669	こども政策課	○
114	大淀川・沖水川	第二川東小どんぐり児童クラブ	下川東 2 丁目 3295	51-6669	こども政策課	○
115	大淀川・沖水川	かなだ認定こども園	金田町 2801	77-9585	保育課	○
116	大淀川・沖水川	都城北諸地区清掃公社ひだまりこども園	金田町 973	38-0234	保育課	○
117	大淀川・萩原川	あゆみ保育園	甲斐元町 3382-1	23-5246	保育課	○
118	大淀川・萩原川	相愛ひめぎ保育園	姫城町 2856-1	22-2295	保育課	○

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
119	大淀川・萩原川	ふたば幼稚園	松元町 18-1	23-2469	保育課	○
120	大淀川・萩原川	イングリッシュ幼児園	宮丸町 3038	26-1874	保育課	○
121	大淀川・萩原川	宮丸認定こども園	宮丸町 2856-1	27-1541	保育課	○
122	沖水川	並木保育園	上川東４丁目 5753-3	24-1580	保育課	○
123	沖水川	とほく認定こども園	都北町 1013	38-1877	保育課	○
124	沖水川	とほく認定こども園分園	都北町 1006-1	51-6650	保育課	○
125	沖水川	吉尾保育園	吉尾町 721-2	38-3027	保育課	○
126	高崎川	高崎麓小児童クラブ	高崎町前田 2330	080-1735-2293	こども政策課	○
127	萩原川	一万城幼稚園	一万城町 112-3	22-5739	保育課	○
128	萩原川	たんぽぽ保育園	一万城町 12-2	23-3313	保育課	○
129	萩原川	たんぽぽ児童クラブ第１	一万城町 12-2	23-3313	こども政策課	○
130	萩原川	たんぽぽ児童クラブ第２	一万城町 12-2	23-3313	こども政策課	○
131	萩原川	たんぽぽキッズ保育園	一万城町 13-7-1	36-6330	保育課	○
132	萩原川	たんぽぽ児童クラブ第３	一万城町 13-7-1	36-6636	こども政策課	○
133	萩原川	上長飯エンゼル第１児童クラブ	上長飯町 81-11-1	26-9587	こども政策課	○
134	萩原川	上長飯エンゼル第２児童クラブ	上長飯町 81-11-1	26-9587	こども政策課	○
135	萩原川	都城市東部地域子育て支援センター・エンゼル	上長飯町 81-11-1	26-9587	こども政策課	○
136	萩原川	上長飯認定こども園	上長飯町 81-4	22-4843	保育課	○
137	萩原川	上長飯認定こども園児童クラブ	上長飯町 81-4	22-4843	こども政策課	○
138	萩原川	早鈴保育園	早鈴町 1864-2	24-3699	保育課	○
139	萩原川	南フレンドシップ児童クラブ	姫城町 25-17	090-1514-8160	こども政策課	○
140	萩原川	第２南フレンドシップ児童クラブ	姫城町 25-17	080-2721-8058	こども政策課	○
141	萩原川	天竜幼稚園	牟田町 2-14	22-0502	保育課	○
142	東岳川	認定こどもの家　つみき保育園	高城町桜木 854-1	58-4585	保育課	○

《 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設 》

令和７年４月１日現在

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
1	姫城	豊望園デイサービスホーム	下長飯町 1640	39-3993	介護保険課	○
2	姫城	サンシティ豊栄	下長飯町 1655	39-3993	介護保険課	○
3	西岳	特別養護老人ホーム　長遊園	高野町 2900	45-5151	介護保険課	○
4	西岳	特別養護老人ホーム　長遊園２号館	高野町 2900	45-5151	介護保険課	○
5	西岳	西岳デイサービスセンター	高野町 2991	33-1321	介護保険課	○
6	山之口	霧島荘デイサービスセンター	山之口町花木 2302－1	57-5313	介護保険課	○
7	山之口	特別養護老人ホーム　霧島荘	山之口町花木 2302－1	57-2165	介護保険課	○

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
8	山田	社会福祉法人あさぎり福祉会　あさぎり園デイサービスセンター	山田町中霧島 2546－6	64-3621	介護保険課	○
9	山田	特別養護老人ホーム　あさぎり園	山田町中霧島 2546－6	64-3621	介護保険課	○
10	庄内	菓子野小学校	菓子野町 9555	37-0527	教育施設課	○
11	西岳	西岳中学校	美川町 2927	33-1601	教育施設課	○
12	西岳	西岳小学校	美川町 2928	33-1602	教育施設課	○
13	西岳	吉之元小学校	吉之元町 4518	33-1800	教育施設課	○
14	山之口	山之口小学校	山之口町花木 2580	57-2005	教育施設課	○
15	高城	有水小学校	高城町有水 3354-1	59-9306	教育施設課	○
16	高城	石山小学校	高城町石山 3361	58-2305	教育施設課	○
17	山田	山田小学校	山田町山田 3931	64-2104	教育施設課	○
18	山田	木之川内小学校	山田町山田 9350	64-2815	教育施設課	○
19	高崎	高崎中学校	高崎町大牟田 1904-1	62-1108	教育施設課	○
20	高崎	笛水小学校	高崎町笛水 948－1	62-4634	教育施設課	○
21	高崎	笛水中学校	高崎町笛水 948－1	62-4634	教育施設課	○
22	姫城	医療法人仁愛会　横山病院	都島町 506	22-2806	健康課	○
23	小松原	医療法人一誠会　都城新生病院	志比田町 3782	22-0280	健康課	○
24	五十市	医療法人恵心会　永田病院	五十町 5173	23-2863	健康課	○
25	西岳	国民健康保険都城市西岳診療所	高野町 3011	33-1510	健康課	○
26	庄内	障害者支援施設　乙房苑	乙房町 2191-3	37-3900	障がい福祉課	○
27	山之口	特別養護老人ホーム　霧島荘	山之口町花木 2302-1	57-2165	介護保険課	○
28	山之口	養護老人ホーム東岳荘	山之口町花木 2302-1	57-2267	福祉課	○
29	高城	都城市高城養護老人ホーム　友愛園	高城町石山 4227	58-2341	福祉課	○
30	高城	特別養護老人ホーム　高城園	高城町穂満坊 3416	58-4550	介護保険課	○
31	山田	養護老人ホーム　アシステッドリビング霧島	山田町中霧島 2511-1	64-2147	福祉課	○
32	五十市	天竜第三幼稚園	鷹尾４丁目 18-11	23-7504	保育課	○
33	庄内	乙房こども園	乙房町 323	37-1212	保育課	○
34	庄内	乙房こども園児童クラブ	乙房町 323	37-1212	こども政策課	○
35	庄内	乙房こども園第２児童クラブ	乙房町 376-1	37-1212	こども政策課	○
36	西岳	わかば森のこども園	高野町 3090-2	33-1810	保育課	○
37	西岳	わかばの森クラブ	高野町 3090 - 2	33-1810	こども政策課	
38	山之口	すくすく第１児童クラブ	山之口町花木 2580	57-4262	こども政策課	
39	山之口	すくすく第２児童クラブ	山之口町花木 2552	57-4262	こども政策課	○
40	高城	有水小放課後児童クラブ	高城町有水 3354-1	59-9480	こども政策課	○
41	高城	石山幼稚園	高城町石山 3660	58-3211	保育課	○

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
42	山田	山田小放課後児童クラブ	山田町山田 3931	64 - 2041	こども政策課	
43	山田	木之川内小放課後児童クラブ	山田町山田 9350	64-3368	こども政策課	○
44	山田	まんがつか認定こども園	山田町山田 9728-40	64-1123	保育課	○

※避難確保計画の提出

第１３節　救急・救助及び消火活動体制の整備

項　目	担　当
第１項　消防力の充実強化	消防局、消防団、上下水道局
第２項　消防計画の策定	消防局
第３項　救急・救助体制の整備	消防局、消防団

《 基本方針 》

市は、大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者を最小限にとどめるため、総合的な消防力の充実と防火管理体制を強化するとともに、救急・救助体制の整備を図り、消防・救急の対応力を強化する。

また、地域住民や自主防災組織、自治公民館への啓発活動や講習会の実施により、初期消火能力及び応急手当能力の向上を図る。

第１項　消防力の充実強化

常備消防機関としては、都城市南消防署、同北消防署があり、南消防署に鷹尾分署が、北消防署に高崎分署がある。

非常備消防機関としては、都城市消防団（都城方面隊、山之口方面隊、高城方面隊、山田方面隊、高崎方面隊）がある。

１　消防組織の拡充

①　分署及び救急出張所等の新設を検討することにより消防署所の偏在を改善し、災害現場到着時間の短縮を図る。

②　女性吏員の採用等を含めた消防職員の増員を検討し、大規模災害時の救助・救急体制を整備することにより、総合的な災害対応能力の強化を図る。

③　保有する消防力では対処できない事態になったときは、「宮崎県消防相互応援協定」の発動に基づく応援を要請し、被害の拡大を防ぐ。

２　常備消防力の充実強化

市は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすため、「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第１号、平成 26 年 10 月改正）に基づき、消防力の充実強化を図る。

また、大規模災害時の後方支援拠点施設となる北消防署機能の充実強化を図る。

① 基幹消防施設の耐震性の確保や浸水被害への対策等を確保するとともに、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する。
② 大規模災害への対応や高度な消防サービスに対応するため、計画的な消防車両や設備の更新を行い、機器の近代化、軽量化を図る。
③ 消防活動を実施する消防職員の安全を確保するため、防火衣等の安全装備の充実を図る。
④ 円滑な応急対策を実施するため、随時、消防施設・設備の整備・点検を行い、消防施設・設備の保全に万全を期す。
⑤ 消防ポンプ自動車や救急自動車等の車両とともに、必要に応じて、はしご自動車、化学消防車等を配置する。
⑥ 大規模地震や津波災害など多様な災害発生時の活動体制を確保するため、無線情報通信システム及び装備、活動資機材の整備並びに性能点検を実施し、即応体制の確立を期す。

３　消防水利の確保

市は、「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第７号）に基づき、消防水利の充実、多様化に努める。

① 消火活動に必要な人工水利（消火栓、防火水槽、プール、水路等）や自然水利（河川、池等）の開発や確保をより一層推進する。
② 消火栓については、水道管の新規埋設または更新時期にあわせて効率的に整備する。
③ 防火水槽や耐震性貯水槽の整備を計画的に進める。
④ 既存の消防水利の保有水の保全に努めるとともに、道路事情等により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設や可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。
⑤ 消防水利の確保が困難な場所での消火活動に備えて、輸送により水利を確保するため関係団体と応援協定等を締結する。

４　消防団員の確保、活性化対策の推進

① 市は、地域防災の中核的存在である消防団について、団員の減少に歯止めをかけ必要な消防力を確保するため、積極的なＰＲ活動や女性消防団員の登用、幼年消防クラブの推進、防災士制度の活用等の活性化対策を推進する。
② 消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要に応じて、県消防学校等への派遣や一般教養訓練、必要な資格の取得、やりがいを持って活動できる環境づくりなどを実施し、消防団活動の重質強化を図る。
③ 消防団協力事業所表示制度の活用等、被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、機能別分団員（大規模災害や予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保等による組織の強化に努める。

④　周辺市町村との広域連携（支援・受援体制の整備）の推進を踏まえた、消防団員の意識・能力の向上を図る。
⑤　大規模災害時に備えた消防団の車両及び防災資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実を図る。

５　自衛消防組織の充実

市は、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第８条２の５）に対して、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言を行う。

第２項　消防計画の策定

１　消防計画の作成

消防局は、消防組織法に基づき定められた「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年消防庁告示第１号）に基づき、災害に対応した消防計画を作成し、毎年検討を行い必要に応じて修正を加える。

消防計画には、通常災害及び非常災害において、その消防力を結集して警防活動に万全を期するために必要な全体計画を定める。消防水利の不足や道路事情による消防活動が困難な消防活動困難地域を指定し、火災の延焼拡大を防止するための予防対策及び応急対策を検討する。

消防活動困難地域は次のような地域である。

①　木造住宅密集地域
②　消防水利が不足する地域
③　幅員狭小により消防車両の侵入が困難な地域

第３項　救急・救助体制の整備

１　救急活動体制の整備

市は、大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対して、迅速かつ的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

①　救急救命士、防災士等の計画的な養成
②　高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
③　救急業務の高度化を図るための研修・教育の実施
④　医療機関との連携強化

⑤　住民に対する応急手当の普及・啓発

２　救助体制の整備

市は、救助用資機材の整備を促進するとともに、地域住民や自主防災組織、消防団員の協力により迅速な救出体制を確立し、また、広域的な応援体制の確保等、円滑な救助体制の充実を図る。

①　救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ、救命ボート等の救助用資機材の整備を促進する。
②　倒壊建物、がけ崩れ等の被災状況に応じた「救助マニュアル」を作成し、実践的な訓練により検証を行う。
③　消防局が保有している資機材だけでは対応できない場合に備えて、建設機械やクレーン等の特殊機械を保有する建設業協会等と協定等を締結しておく等、協力体制の確立を図る。
④　災害に際して、消防、警察、自衛隊の救助機関が相互協力して効率的な災害応急対策が行えるよう、救助機関合同の訓練を実施する等、平常時から一層の連携強化を図る。
⑤　消防団、自主防災組織、自治公民館等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、その他救助活動に必要な資機材の整備に努める。

３　救助機関の連携体制の強化

災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平常時からの密接な連携を図るため、県は平成８年４月１日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置した。

市は、今後、この連絡会議等を通じて、機関相互の応援が円滑に行えるよう、消防、警察、自衛隊の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備など救援等の活動拠点、緊急輸送ルート等の確保、これらの拠点等に係る関係機関との情報共有及び救助機関合同の訓練を実施するなどにより、一層の連携強化を図る。

≪ 宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織 ≫

機関名	委　員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊　都城駐屯地	第 43 普通科連隊第 3 科長
陸上自衛隊　えびの駐屯地	第 24 普通科連隊第 3 科長
航空自衛隊新田原基地	第 5 航空団防衛部長

機関名	委　員
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長（議長） 消防保安課長

第１４節　医療救護体制の整備

項　目	担　当
第１項　医療救護体制の整備	消防局、健康部

《 基本方針 》

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、住民の生活に大きな混乱を引き起こすことが想定される。

このような中で、迅速、的確な医療救護活動を行い、人的被害を最小限に止めるためには、平常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要がある。

また、災害発生時からの時間経過により対応方針が異なってくることから、発災直後（発災～６時間)、超急性期（発災～72 時間まで)、急性期（３日目～１週間程度まで)、亜急性期（１週間～１か月程度まで)、中長期（１か月以降～）のフェーズにおける医療救護体制の整備を積極的に推進する。

第１項　医療救護体制の整備

１　地域災害医療センター

地域災害医療センター（地域災害拠点病院）に指定されている都城市郡医師会病院は、市域の医療機関の後方支援ができるよう関係機関と協力して次のような体制の整備充実に努める。

① 施設・設備の整備
② 耐震性の強化
③ 緊急時におけるライフラインの確保
④ 臨時の医療救護班の編成
⑤ トリアージ※等の訓練や研修による要員の育成と強化

※トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

《 災害拠点病院 》

種　　別	医療圏名	医療機関名
基幹災害医療センター （基幹災害拠点病院）	県内全医療圏	・県立宮崎病院 宮崎市北高松町5-30 TEL：0985-24-4181 ・宮崎大学医学部附属病院 宮崎市清武町木原5200 TEL：0985-85-1510
地域災害医療センター （地域災害拠点病院）	都城北諸県	・都城市郡医師会病院 都城市太郎坊町1364-1 TEL：0986-36-8300

《 県が指定する救急医療施設 》

医療機関名	連絡先
独立行政法人国立病院機構都城医療センター （地域医療支援病院）	都城市祝吉町5033-1 TEL：23-4111　FAX：24-3864

（平成25年「宮崎県の医療薬務事情」より）

２　医療施設への支援

市は、医療機関のライフライン機能が停止した場合に備え、給水や物資の提供が迅速に行えるよう、医療施設への支援体制の強化を推進する。

また、災害時の臨時救護所等に搬入できる医療救護用の資機材を備蓄する。

３　災害時における医療情報の確保

消防局は、災害時には医療救護活動に関する正しい情報を速やかに把握する必要があることから、医療機関と連携した救急医療情報システム等の情報ネットワークを整備する。

消防局と医療機関は、災害時において相互の情報交換が円滑に実施できるよう、あらかじめ具体的な多重連絡体制を確立しておく。

災害拠点病院等は、衛星電話及び無線、インターネット等の複数の通信手段の確保に努める。さらに、ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）及びＤＭＨＩＳＳ（災害精神保健医療情報支援システム）を活用することで、被災地域のみならず、全国の医療機関や災害時こころの情報支援センター等とも連携した対応を行えるようにしておくものとする。なお、普段は使用しないこれらの通信手段を迅速かつ的確に活用できるように訓練等を定期的に行い、非常時に備えておくものとする。

４　広域搬送拠点の整備

市は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出する等、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

搬送拠点では、県や広域後方医療関係機関（日本赤十字社等）と協力しつつ、広域後方医療施設（災害拠点病院等）への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備について、あらかじめ整備するよう努める。

第１５節　緊急輸送体制の整備

項　目	担　当
第１項　緊急輸送体制の整備	総務部、土木部、各総合支所
第２項　緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	総務部、健康部、消防局
第３項　緊急輸送体制の確保	総務部、土木部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、災害が発生した場合においても安全な交通が確保できるよう、平常時から所管する道路及び道路施設について点検を行うとともに、安全性を維持するために必要な補修または改良を行う。

また、災害時の応急対策活動や消火活動の支障となるおそれのある道路等については計画的な整備により改善を図る。

第１項　緊急輸送体制の整備

１　緊急輸送道路

市域において、県が、県地域防災計画に基づき指定している緊急輸送道路は下表のとおりである。

第 1 次緊急輸送道路	主な都市間を結ぶ主要道路、または関係機関を結ぶ主要な道路であり、第 1 次ネットワークを構成する。
第 2 次緊急輸送道路	第 1 次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路、または第 1 次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路であり、第 2 次ネットワークを構成する。

《 緊急輸送道路 》

区　分	道路名	管理者	連絡先
第 1 次 緊急輸送道路	宮崎自動車道	西日本高速道路	宮崎高速道路事務所 0985-89-2535
	一般国道 10 号	国土交通省	都城国道維持出張所 0986-38-0068
	一般国道 221 号	県	都城土木事務所 0986-23-4512
	一般国道 222 号	〃	〃
	一般国道 223 号	〃	〃

区　分	道路名	管理者	連絡先
第 2 次 緊急輸送道路	一般国道 269 号	県	都城土木事務所 0986-23-4512
	県道 31 号 (都城霧島公園線)	〃	〃
	県道 42 号 (都城野尻線)	〃	〃
	県道 46 号 (高城山田線)	〃	〃
	県道 47 号 (三股高城線)	〃	〃

２　市域における防災道路ネットワークの整備

市は、効率的な緊急輸送や災害応急対策の輸送を行うため、県の指定する緊急輸送道路と防災活動拠点を結ぶ主要な市道、または市内の地域間を連絡する主要な市道を「防災道路」として位置付け、国・県道と連絡して市域における緊急輸送のネットワークを構成する。

《 市域における防災道路 》

区間 ／ 起点･終点		路線名	等級	延 長
1	高崎町東霧島 1524-8 先 山之口町富吉 5085-1 先	高崎・山之口線	1 級	17,603m
2	高城町穂満坊 3488-1 先 高城町石山字 146-6 先	須田木･軍神原線	2 級	1,120m
		軍神原通線	1 級	1,199m
		片前桜並木線	1 級	271m
3	山田町山田 4254-3 先 庄内町 12782-2 先	浜之段･中村線	1 級	1,877m
		庄内･山田線	1 級	6,057m
4	関之尾町 7769-1 先 平塚町 2519-16 先	平塚・関之尾線	1 級	5,751m
5	今町 9002-3 先 豊満町 1524-10 先	原村･今町線	2 級	1,123m
		五十市小東通線	1 級	1,067m
		鷹尾･上長飯通線	1 級	9,901m
		郡元･早水 380 号線	その他	645m
		南郡元通線	2 級	261m
		上長飯･豊満線	1 級	1,404m
6	下長飯町 5551 先 大岩田町 6804-3 先	南墓地北通線	その他	886m
7	下長飯町 1951-6 先 安久町 5952-7 先	下長飯通線	1 級	2,768m
8	平塚町 4868 先 豊満町 2535-66 先	平長谷・今町線	1 級	1,137m
		梅北・今町線	1 級	5,937m

区間 ／ 起点･終点		路線名	等級	延 長
		高見堂･豊満線	１級	2,195m
		今町･安久線	１級	1,480m
		安久小・建立寺橋線	１級	393m
		正応寺･豊満線	その他	3,074m
9	鷹尾５丁目 4278-16 先 都原町 7428-1 先	鷹尾・都原線	１級	1,403m
10	山之口町山之口 3298-1 先 山之口町山之口 3388-1 先	丸岡 440 号線	その他	517m
11	山之口町山之口 3295-1 先 山之口町山之口 3269-1 先	山之口ＳＡ北通線	その他	323m
12	山之口町山之口 3319-2 先 山之口町花木 3013-1	山之口ＳＡ南通線	その他	310m
13	中町 2567　先 南横市町 7809-6	母智丘通線	１級	3,047m
14	太郎坊町 7715　先 太郎坊町 2003-2	山野原・前目線	２級	512m
15	太郎坊町 1479 - 2　先 太郎坊町 1817 - 1	太郎坊 138 号線 高木・広瀬線 太郎坊・高木 512 号線 下川東・穂満坊線	その他 １級	2,634m
16	早鈴町 1397-2 先 五十町 1765-8 先	甲斐元通線（整備中の区間を含む）	１級	3,576m

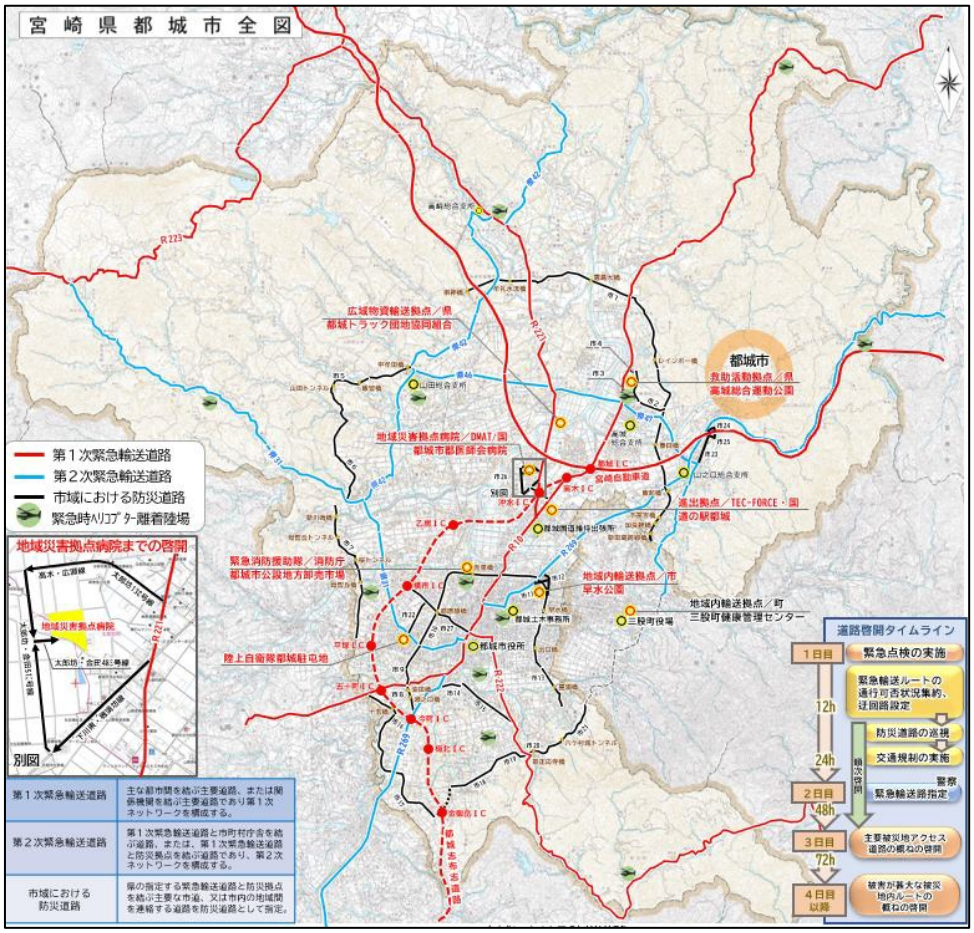

《 市内の緊急輸送道路ネットワーク図》

３　緊急交通路

県公安委員会が指定する「緊急交通路」は、【第２編 第３章 第 12 節 第３項「交通対策」】を参照する。

《 宮崎県内の緊急輸送道路ネットワーク計画図 》

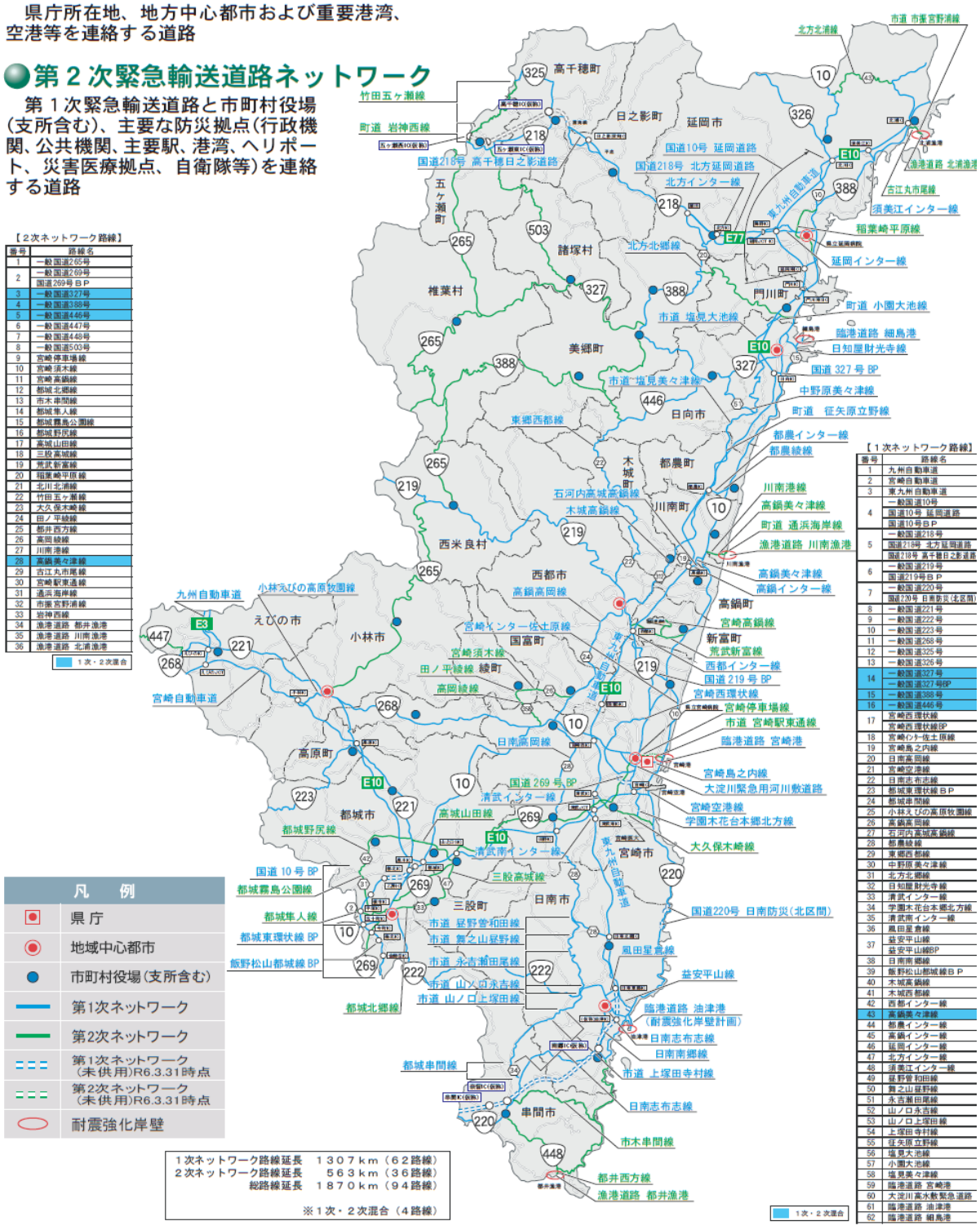

（宮崎県道路建設課作成「宮崎の道路 2024」より抜粋）

４　緊急通行車両の確認申出制度

市は、災害時において、基本法第 76 条第１項の規定に基づき県警察本部によって通行規制された道路を、災害応急対策を実施するために通行する必要のある車両については、基本法施行令第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両の確認のための事前届出を行う。

（１）確認申出の対象となる車両

① 災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両

② 指定行政機関等の所有車両及び指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両または災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

※災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として扱う。

（２）確認申出の申請手続

① 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

② 申請先

公安委員会（経由：車両の本拠地を管轄する警察署）

③ 申請書類

次の各書類を２通作成して申請する。

ア　緊急通行車両等確認申出書（資料編参照）
イ　自動車検査証の写し
ウ　指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

（３）確認申出済証の受理と保管

① 県公安委員会による審査の結果、認められたものは届出済証の交付を受ける。

② 交付された届出済証は、緊急通行の必要が生じ緊急通行車両の標章と証明書の交付を受けるときまで保管する。

（４）確認申出済証の返還

確認申出済証の交付の対象となった車両が、廃車となったとき、または緊急通行車

両としての必要性がなくなったときは、当該確認申出済証を返還する。

５　応急復旧体制の整備

市は、防災道路ネットワークの安全な交通を確保するため、迅速に災害発生直後の道路の障害物の除去や応急復旧作業が迅速に実施できるよう、平常時から建設業協会や関係団体との災害時応援協定等による協力関係の確立に努める。

６　事業者との協力体制の整備

市は、災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

① 物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
② 災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。
③ 効率のよい物流体制実現のためには、発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。

なお、県は、大規模な災害が発生し、国等からの支援物資を安定的に市町村へ供給するため、広域物資輸送拠点における業務等に関する協定を締結（平成 27 年８月）した。これにより、災害時には必要に応じて、都城トラック団地協同組合等、県内３か所に陸路による物資輸送拠点が開設される。

第２項　緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

１　緊急時ヘリコプター離着陸場の選定

市は、県地域防災計画の示す「緊急時ヘリコプター離着陸場の整備すべき条件」に基づき、緊急時ヘリコプター離着陸場を選定する。

《 緊急時ヘリコプター離着陸場 》

No.	所在地	名　　称	ヘリポート状況	着陸帯状況	防災ヘリ	ﾄﾞｸﾀｰヘリ
1	妻ケ丘町	都城運動公園陸上競技場	陸上競技場	芝	○	○
2	下長飯町	姫城公園運動広場	広場	芝／土	○	○
3	上水流町	志和池市民広場	広場	芝	○	○
4	梅北町	梅北運動公園	広場	芝／土	○	○
5	吉之元町	折田代農村公園	広場	芝	○	○
6	志比田町	志比田ヘリポート	河川敷	ｱｽﾌｧﾙﾄ	○	○
7	蓑原町	横市市民広場	広場	芝	○	○
8	庄内町	庄内市民広場	広場	芝	○	○
9	美川町	西岳中学校	グランド	芝／土	○	○
10	山之口町山之口	青井岳温泉入口広場	広場	芝	○	○
11	山之口町花木	山之口運動公園陸上競技場	広場	芝	○	○
12	高城町四家	ボートピア高城	駐車場	ｱｽﾌｧﾙﾄ	○	○
13	山田町山田	山田運動公園	グランド	芝	○	○
14	高崎町大牟田	高崎総合公園陸上競技場	陸上競技場	芝	○	○
15	高崎町笛水	椎屋公園	広場	芝	○	○
16	太郎坊町	沖水市民広場	広場	芝	○	○
17	夏尾町	夏尾中学校	グランド	土	○	○
18	安久町	旧二俣小学校	広場	土	○	○

（都城市消防局受援計画（緊急時ヘリコプター離着陸場）一覧表）

（宮崎県内飛行場外離着陸一覧表）

（宮崎県ドクターヘリ離着陸場所（ランデブーポイント）一覧）

２　新たな選定に関する手続き

市は、新たにヘリポートを選定した場合、県に、略図を添付して次の事項を報告する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

① ヘリポート番号
② 所在地及び名称
③ 施設等の管理者及び電話番号
④ 離着陸場の面積
⑤ 進入路付近の障害物等の状況
⑥ 離着陸可能な機種

３　ヘリコプター離着陸場の管理

市は、選定したヘリポートについて、平常時から現状の把握に努め、常に使用できるよう管理する。

４　ヘリコプター等の受け入れ体制の整備

市は、県消防防災ヘリコプター等の受け入れ体制を確立するため、次の事項を定めておく。

また、その他の事項については、宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航容量によるものとする。

① 要請担当窓口
② 派遣要請手続
③ ヘリコプター臨時着陸場の指定
④ その他必要な事項

第３項　緊急輸送体制の確保

１　道路啓開

市は、発災後の道路啓開を円滑に進めるため、建設業者と協定を締結する等道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

２　車両の確保

① 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。
② 災害対策基本法第 76 条の定めによる緊急通行車両の指定を行う。

③　災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。
④　平常時に車両の提供について関連業者と協議し、災害時の車両の確保に努める。
⑤　道路の被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車の活用を図る。

３　輸送拠点の指定等

①　物資の受け入れ、保管配送のための集積拠点をあらかじめ指定し、整備を図る。
②　緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定する。
③　配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

第１６節　備蓄に対する基本的な考え方

項　目	担　当
第１項　備蓄に対する基本的な考え方	総務部、健康部、各総合支所

《 基本方針 》

南海トラフ巨大地震等の大規模災害初期は、物流機能が停止し、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国及び県からの支援もすぐに届かないことが想定される。このため、災害発生直後から流通機能の回復及び国・県の支援が本格化すまでの間に最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、市民自らが行うことを基本とするとともに、市は、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄することとする。

また、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

第１項　備蓄に対する基本的な考え方

１　備蓄方法

（１）避難所等の防災拠点での備蓄

市は、災害発生直後は、平常時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設、備蓄倉庫等での公的備蓄に努める。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

（２）民間業者との物資供給協定の締結

市は、物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、民間業者と物資供給に関する協定を締結し、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておくものとする。

２　物資の内容

市は、被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給する。

また、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者、アレルギーへの対応等、配慮された物資の供給に配慮する。

なお、市は、災害対策要員の必要分として、常時３日分の備蓄を検討する。

第１７節　食料、物資等の備蓄

項　目	担　当
第１項　備蓄の促進	総務部、健康部、各総合支所
第２項　給水体制の整備	上下水道局

《 基本方針 》

市は、災害時における住民の救援に速やかに対処するため、必要最小限の食料及び飲料水、生活必需品等の物資を備蓄するとともに、家庭や事業所等での自主的備蓄を促進する。

第１項　備蓄の促進

１　住民による備蓄の促進

市は、平常時から、災害が発生した直後の住民の生活を支えるのは、住民自らによる備蓄であることを呼び掛け、乳幼児や高齢者等の家族構成やペットの有無に配慮して、災害発生後の家族一人あたり１週間分程度（最低３日間分程度）の生活を維持できる食料や飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品等を備蓄するとともに、非常持出品（救急用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備するよう、防災に関する各種イベントや防災訓練等を通じて啓発に努める。

入所者のいる福祉施設や病院、その他事業所は、サービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間を事業所内に留まっておくことが望ましい。したがって、事業所内で勤務する従業員数の最低でも３日間分の食料、飲料水、その他の生活必需品の備蓄に努める必要がある。

なお、備蓄食料や飲料水は消費期限等に注意し、ローリングストック法※等により、日常生活の中で継続して備蓄できるように努める。

※ローリングストック法とは、日常的に非常食を消費し、食べたら買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法

２　流通在庫備蓄の確保

市は、可能な限り物資の運搬が容易な市内の製造、卸、小売等の事業者と災害時における優先的な物資供給に関する協定を結び、在庫の食料及び飲料水や日用品等を災害時の備蓄として活用できるよう準備を進める。

協定には、備蓄として活用する物資の種類や数量、市からの要請方法と事業者の対応内容、供給を受けた場合の対価の支払い方法等について定めておくとともに、物資を確実に確保するために市は定期的な在庫確認を行うようにする。

《応援協定》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時における物資の供給等に関する協定	イオン九州株式会社	TEL 092-472-3590 FAX 092-472-4222
	イオンストア九州株式会社	TEL 23-7000 FAX 45-0011
	イオンモール株式会社	TEL 45-0011 FAX 45-1115
災害時における物資の供給に関する協定	ＮＰＯ法人 コメリ災害対策センター	TEL 025-371-4112 FAX 025-371-4151

３　公的備蓄の実施

（１）備蓄計画の作成

市は、食料及び飲料水や必要と考えられる生活必需品で、災害発生直後に緊急に必要となるもの、調達に時間を要するものを備蓄する。

そのため、宮崎県備蓄基本指針（平成 28 年 12 月）に基づき、備蓄の品目と必要量を算出し、保存期間を考慮して常に一定量を確保するための備蓄計画を作成する。

備蓄品の購入に当たっては、備蓄計画に定める年次計画に基づき、長期間の品質が保証される物を購入する。

備蓄計画では、次に示すことを定める。

① 備蓄品目、規格、数量
② 購入年次計画
③ 廃棄年次計画
④ 保管場所

（２）備蓄物資の分散

災害発生直後は、通常の物資の流通体系が混乱することや、集落の孤立や地理的条件も勘案して、大型物資等の拠点での備蓄に併行して、総合支所、避難所等における分散型の備蓄にも努める。

分散して備蓄するものは、災害発生直後に多量に必要となるものとし、常に、保存期限を考慮した品質保全と在庫状況等について、備蓄計画に照らして管理を行う。

（３）備蓄物資の内容

備蓄する物資は、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な「食料、飲料水、乳幼児粉ミルク又は液体ミルク、毛布等、乳児・小児用オムツ、大人用オムツ、携帯・簡易トイレ、生理用品」や避難所運営に必要な資機材を中心とし、女性や要配慮者にも配慮した物資も準備するよう努める。

また、応急手当ができる程度の救急用品の備蓄にも努める。

なお、備蓄物資に関しては新物資システム（Ｂ―ＰＬo）を活用し、施設（備蓄倉庫、物資拠点等）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報の定期的な更新を行い、最新の状況を把握するものとする。

備蓄状況については、基本法第 49 条に基づき、年に 1 回、広く住民に公表しなければならない。

≪ 生活必需品の例 ≫

食料（主食）	長期保存用のアルファ化米、乾パン及び保存用パン等 食物アレルギーや宗教上の制限又は幼児や高齢者等に配慮した備蓄を図る
育児用ミルク	育児用粉ミルク、液体ミルク等
飲料水	長期保存水等
毛布等	毛布やエマージェンシーブランケット等
日用品	大人用オムツ、乳幼児用オムツ、携帯トイレ、トイレットペーパー等
・その他、応急的に必要な生活必需品	

（４）応急対策業務従事者のための備蓄

市は、災害が発生した場合の長時間の応急対策業務が効率的に行えるよう、平常時から応急対策従事者のための食料及び飲料水の確保に努める。

（５）供給体制の整備

市は、必要に応じて被災者に食料品や応急的な生活必需品等の供給が図られるよう、次の事項に留意し、供給体制の整備に努める。

① 農業協同組合や民間業者等と食料及び物資の供給協定等を締結する等、流通在庫備蓄に努める。
② 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図る。
③ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受け入れ体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておく。

４　長期化への備え

市は、長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。

５　保管場所の確保

市は、備蓄品の保管場所については、災害時の搬出が容易にできるとともに、品目、

種別ごとに整然と整理され在庫管理がしやすい広さのある場所または建物を備蓄倉庫として確保する。

《 備蓄倉庫 》

地　区	施設の名称	所在地	主な品目
祝　吉	早水公園体育文化センター	早水町 3867	食料、避難所用品等
姫　城	八幡町別館 1 階	八幡町 15-10	毛布、避難所用品等
妻ケ丘	都城運動公園屋内競技場	妻ケ丘町 42	－
沖　水	都城市物産振興拠点施設 「道の駅」都城	都北町 5525-1	発電機、マンホールトイレ、メガホン、カラーコーン等
庄　内	消防団第 28 部	庄内町 12660-2	毛布、簡易トイレ等
山之口	山之口運動公園補助競技場	山之口町花木 2381-4	－
高　城	高城運動公園屋内競技場	高城町穂満坊 2963-2	飲料水、マスク、消毒液、ゴム手袋等
	総合支所	高城町穂満坊 306	簡易ベッド、避難所用品等
山　田	旧木之川内保育所	山田町山田 9371	飲料水、毛布、簡易トイレ、避難所用品等
高　崎	総合支所	高崎町大牟田 1150-1	簡易ベッド、避難所用品等

第２項　給水体制の整備

断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、市は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

１　応急給水・応急復旧体制の整備

市は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底するとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備する。

計画に盛り込む事項は、おおむね次のとおりとする。

（１）指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

（２）応急復旧期間

目標復旧期間は、おおむね４週間以内とする。

（３）応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

・初めの３日間３ﾘｯﾄﾙ/人日
・10 日目まで 20 ﾘｯﾄﾙ/人日
・21 日目まで 100 ﾘｯﾄﾙ/人日
・28 日目まで 250 ﾘｯﾄﾙ/人日
・29 日目以降通常通水

（４）応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

（５）応急給水拠点の設定

給水拠点は、次の搬送距離等を目標に設定する。

・初めの３日間避難所
・10 日目まで避難所・給水拠点
・21 日目まで 100ｍ程度
・28 日目まで 10ｍ以内
・29 日目以降通常通水

（６）応急資機材の確保

他自治体等からの応援資機材量を勘案の上、合理的な備蓄量を設定する。

（７）応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する.

（８）応援受入拠点の整備

①　応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
②　緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

（９）水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行う等水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

第１８節　資機材等の整備

項　目	担　当
第１項　資機材等の整備充実	総務部、農政部、土木部、消防局、消防団、上下水道局、環境森林部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、災害応急対策に速やかに対処するため、平常時から整備されている防災設備や資機材を点検整備するとともに、資材の調達方法、調達先について整理しておく。

第１項　資機材等の整備充実

１　資機材等の整備

① 既に整備されている防災施設・設備や資機材の状況について把握しておく。
② 未整備の防災施設・設備や資機材については、計画的な整備を推進する。
③ 災害により、その機能が損なわれるおそれのある防災施設・設備や資機材については、あらかじめ代替手段を検討しておく。
④ 効果的な水防活動のため、水防倉庫の増設や水防資機材の整備、拡充を図る。

【同章 第６節 第１項「河川対策」参照】

⑤ 災害危険地域周辺の気象データを適時に得るため、雨量観測施設・設備について、県との調整を図りながら整備を推進する。
⑥ 自主防災組織への配付も含めた整備を検討しておく。

２　点検、調達計画

（１）点検整備

① 防災施設・設備や資機材について、その機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に点検する。
② 停電時に備え、非常用発電装置の設置及び増設を検討する。

（２）調達計画

災害発生時の資機材が不足する事態に備えて、緊急調達方法や調達先をあらかじめ検討しておく。

《 防災備蓄庫 》

地　区	場　所	所在地	主な品目
西　岳	西岳地区体育館	高野町 2916	発電機、避難所用品、救助用資機材等
西　岳	西岳小学校体育館	美川町 2928	発電機、避難所用品、救助用資機材等
西　岳	夏尾小学校	夏尾町 6644	発電機、避難所用品、救助用資機材等
山　田	山田総合福祉センター(けねじゅ苑)	山田町山田 4319-2	発電機、避難所用品、救助用資機材等

第１９節　防災訓練

項　目	担　当
第１項　防災訓練の実施	総務部、消防局

《 基本方針 》

市は、基本法第 48 条及び水防法第 28 条に基づき、災害時における円滑な防災活動を期するため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民、その他関係団体等の協力を得て、各種災害を想定した訓練を実施する。

第１項　防災訓練の実施

１　防災訓練計画

市は、災害応急対策の完全遂行を期すため、関係機関との緊密な連携の下に計画的に単独または共同して、次のような防災訓練を実施する。

（１）実施時期

防災訓練の実施時期は、出水期前（５月）や夏期（８～９月）等、訓練内容を踏まえて適宜実施する。

（２）防災訓練の種別と内容

市が実施する防災訓練は、次の訓練目的・時期・内容等を組み合わせて、随時行う。

《 防災訓練の種別と内容 》

参加対象	訓練の種別	内　　容
全 職 員 防災関係機関 住 民 等	総合防災訓練	風水害、地震等の大規模災害を想定し、関係機関と共同して複数の応急対策を組み合わせた複合的な訓練
	避難訓練	火災、地震等を想定した一時避難のための訓練
関係部課職員 防災関係機関 住 民 等	図上訓練	状況予測型、簡易図上型（ＤＩＧ）、シミュレーション等の机上の訓練
全 職 員	非常通信 連絡訓練	警報、避難情報等の伝達、被害状況の報告等、有線回線が途絶した場合を想定した非常無線通信及び使送等の訓練

参加対象	訓練の種別	内　　容
全職員	職員非常 参集訓練	勤務時間外における指令伝達、非常参集等の訓練
消防局員、消防団 その他関係部課職員	広域消防訓練	大規模な火災を想定した、地上及び空中消火、救出等の訓練
	水防訓練	通信連絡、資機材の輸送、水防工法、水門等操作、避難誘導等の訓練
関係部課職員 関係事業者	ライフライン 復旧訓練	水道、下水道のほか、電力、通信の応急復旧等の訓練

（３）住民参加の促進

市は、住民一人ひとりの災害時における行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して、要配慮者を含む住民や学校、自主防災組織、自治公民館、企業、事業所、ボランティア団体等の参加を広く求め、防災知識の普及・啓発と、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

２　防災訓練の検証

市は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策に関する改善措置を講ずる。

３　国、県が行う訓練への参加

市は、国土交通省が実施する「大淀川・小丸川水防演習」や、県が実施する「県総合防災訓練」が、市域に関係して開催されるときは、関係機関と相互に協力して積極的に参加する。

４　自主防災組織等が実施する訓練

自主防災組織や自治公民館等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市や消防の指導のもと、地域の企業や事業所と共同して、年１回以上の組織的な訓練を実施するように努めるものとする。訓練種目は、主として初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等の安全確保訓練等を行うものとする。

市は、自主防災組織等からの訓練の運営指導や教材、機材等の貸し出し、または応急手当の実演や講話等の依頼を受けたときは、これに積極的に協力して活動を支援する。

５　事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の自主防災組織等の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

６　避難訓練の参加の呼びかけ

市は、避難訓練の際には、国際交流団体等の支援者とともに、外国人の参加を呼びかけるよう努める。

７　防災訓練の検証

市及び防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じる。

第２０節　防災知識の普及

項　目	担　当
第１項　防災知識の普及	総務部、土木部、福祉部、こども部、消防局、教育委員会

《 基本方針 》

市は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、災害対策工事や防災施設・設備等の整備と同時に、防災に関する教育、啓発活動による防災意識の高揚を図ることにより、住民自らまたは地域が防災力を向上させることが最も重要であることから、平常時から防災知識の普及活動を積極的に実施する。

また、厳しい状況のもとで的確な災害応急対策を維持するため、その要員として活動する市の職員は、常に防災意識の高揚に努める。

第１項　防災知識の普及

１　普及を図るべき主な項目

市は、住民の防災意識の高揚を図るために、主に次の内容について住民に啓発する。

①　気象警報・注意報や災害警戒情報等に関すること
②　災害危険箇所及び区域に関すること
③　警戒・避難（避難所及び避難方法）に関すること
④　初期消火の方法
⑤　応急手当の方法
⑥　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の使用方法、人工呼吸及び胸骨圧迫の方法
⑦　過去の災害事例と災害の特徴の紹介
⑧　災害時の心得ととるべき行動に関すること
⑨　住民の役割と自主防災組織への参加に関すること
⑩　避難行動要支援者の避難支援に関すること
⑪　備蓄品及び非常持出品に関すること
⑫　家庭動物との同行避難や避難所での飼養に関すること
⑬　家具の転倒防止等の家内の安全対策と住宅の耐震化に関すること
⑭　ライフライン途絶等の対策に関すること
⑮　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えに関すること

２　住民に対する普及

市は、住民が平常時より災害に対する備えを心掛け、災害時においては自発的な防

災活動を行うよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用等、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及・啓発を行い、住民の理解促進を図る。

このため、次のような方法により住民への防災知識の普及を図る。

① 広報紙、防災ハンドブック、防災マップ等の配布
② インターネットによる防災関連ホームページの紹介
③ テレビ、ラジオ番組の制作
④ 講習会や研修会の開催
⑤ 映画、ビデオ、スライド等の活用
⑥ 災害予防運動の実施
⑦ 防災訓練の実施
⑧ 出前防災講座、意見交換会等の実施
⑨ 他機関が所有する地震体験車等の教育設備の活用
⑩ 外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、外国語、点字版の作成やＤＶＤへの字幕・手話通訳の挿入等

３　学校等における普及

市は、子供たちの防災意識の高揚を図るため、学校や認可保育所（保育園）及び認定こども園（以下「学校等」という。）における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施する。

また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう支援・協力する。

（１）児童・生徒等への防災教育

教育委員会及び福祉部は、学校等での教育を通じて、次のような方法により児童・生徒等への防災知識の普及を図ることにより、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童・生徒等の育成に努める。

① 校（園）内での防災訓練の実施
② 防災に関する作文、絵画、ポスター等の作成
③ 映画、ビデオ、副読本等の活用
④ 講演会や研修会の開催

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状等があげられ、これらの教育に当たっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行う。

また、大規模災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。

さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。この他、学校における消防団員等が参画した体験的、実践的な防災教育の推進に努める。

（２）教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

（３）学校での災害予防計画

教育委員会及び各学校長は、災害が発生したときに的確に対処するため、各学校における防災計画等を作成し、次のようなことをあらかじめ取り決めておくとともに、応急教育の方針等について検討しておく。

① 通学路の災害の危険性に関する把握及び安全対策について
② 災害予防のための臨時休校、授業の中断、途中下校等について
③ 緊急時における保護者との連絡について
④ 保護者への児童・生徒の受け渡しについて
⑤ 教職員の勤務時間外における災害への対応について
⑥ 避難所としての開放範囲について
⑦ 災害が長期化した場合の応急教育の実施について
⑧ その他各学校において必要な災害応急対策計画

４　職員の防災意識の啓発

市の職員は、円滑な災害応急対策を実施するため、平常時から災害への対応能力を高め、災害時には先ずは自身（家族も含む。）を守る「自助力」を高めることにより、市職員として「公助」の責務を果たす行動が可能となることを認識し、次のような方法により防災意識の高揚と活動能力の向上を図る。

（１）災害対策行動マニュアルの作成

災害応急対策に迅速かつ的確に対処するため、災害対策本部組織における各職員の活動内容を具体的にマニュアル化し、全ての部署に整備する。

（２）啓発行動

①　災害に関する基礎知識の習得
②　地域防災計画及び活動に係る法令及び指針等の習熟
③　災害対策行動マニュアルにおける担当任務の自覚
④　国、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練、講習会及び研修会等への参加
⑤　家庭における防災対策

５　応急危険度判定士の養成

市は、災害による宅地及び建築物の二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を県と協力して養成する。

６　防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高い場所である。

市は、これら施設の管理者等に対して、その社会的責任の重大さの認識を高めるための啓発を行う。

施設の管理者等は、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的実施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

①　防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
②　事業所独自、あるいは地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
③　防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
④　災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

７　観光客等への広報

市は、現地の地理に不案内な観光客や外国人等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難所、避難路等についての広報を行うよう努める。

８　相談窓口の設置

市は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を市役所内に設置するとともに、その周知徹底を図る。

９　災害用伝言サービスの広報

市は、災害時において通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、一般電話やインターネット、携帯電話で利用できる災害用伝言サービスについて市ホームページや広報紙等により周知を図るとともに、各事業者に対して、テレビ・ラジオ等による広報活動により、災害用伝言サービスの利用方法を住民に周知するよう依頼する。

各事業者は、災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供できるよう体制を整備しておくものとする。

《 災害用伝言サービス 》

名　　称	サービス提供元	利用の範囲
災害用伝言ダイヤル（171）	ＮＴＴ	一般電話（プッシュ、ダイヤル回線） 公衆電話、携帯電話、
災害用伝言板サービス	携帯電話各社	各社携帯電話から直接、または他社携帯電話からのリンク

第２１節　自主防災組織等の育成強化

項　目	担　当
第１項　自主防災組織等の育成強化	総務部、消防局、各総合支所

《 基本方針 》

大規模な災害が発生した場合には、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で相互に助け合うことによって被害の拡大を防止することが重要である。

このため、地域や事業所における災害の防止や災害による被害の軽減を図るため、組織された自主防災組織の組織率向上及びその活動の活性化を促進する。

市は、自治公民館を単位とする自主防災組織の育成と強化を図り、住民の自主防災活動への積極的参加を促進する。

第１項　自主防災組織等の育成強化

１　自主防災組織の活動

（１）組織編成

情報連絡班、救出救護班、避難誘導班、初期消火班、給食・給水班等、その他必要と考えられる体制

（２）平常時の活動

① 要配慮者を含めた地域コミュニティの醸成
② 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施、防災研修会等の開催、参加
④ 消火用資機材、応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備、点検等
⑤ 地域の災害危険箇所の把握、避難場所や避難経路の周知等
⑥ 要配慮者の所在の把握
⑦ 地域における防災計画の作成

（３）災害時の活動

① 初期消火の実施
② 情報の収集、伝達
③ 救出・救護の実施及び協力
④ 避難誘導、集団避難の実施
⑤ 炊き出し及び援助物資の分配に対する協力
⑥ 要配慮者の避難支援、安全確保等

２　地域における自主防災組織の結成促進

市は、自治公民館等の活動の一環として防災活動を組み入れることを推奨し、自治公民館またはこれに相当する団体を一つの単位として、単独または共同して自主防災組織を結成するよう促進する。

また、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

３　施設等における自主防災組織の結成促進等

事業者は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる防災体制を整備するものとする。

また、事業者においては、災害時の企業の果たす役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業者において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

市は、次に掲げる施設について、事業者に対して自主防災組織の設置を働きかけるとともに、事業者が行う取組に資する情報提供等や地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

①　大規模店舗、ホテル、病院等で不特定多数の者が日常的に利用する施設
②　多数の従業員がいる事業所で、組織的な防災活動を行う必要がある施設
③　雑居ビル等の共同防火管理を必要とする施設

４　組織率の向上と活動支援

（１）自主防災組織の結成の働きかけ

市は、新たな自主防災組織の結成を計画的かつ積極的に働きかける。

主力となる年代の者が仕事のために不在がちとなり、日中における防災力が低下する地域においては、地域内の事業所等と共同して自主防災組織を結成することも有効である。

（２）普及・啓発活動の実施

市は、防災に関する研修会等の開催やパンフレットの配布等を通じて、広く住民に自主防災組織の重要性や活動等について紹介し啓発を行う。

（３）自主防災組織への活動支援

①　資機材の整備

市は、国、県等の補助金制度を活用して、自主防災組織の資機材の整備について支援を行う。また、自主防災組織が主体となって実施する防災訓練や研修会等について、運営に関する助言や職員の派遣による講話等の活動支援を行う。

②　教材の整備

市は、防災関係機関や団体から提供される教則ビデオやＤＶＤ等について、自主防災組織による訓練や研修会での積極的な活用を推進するとともに、必要な教材等の整備に努める。

≪ 自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例 ≫

情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消火用	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等
救出・救護用	ＡＥＤ、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェーンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

５　地区防災計画の策定

自主防災組織等は、災害が発生した場合に、市と連携して、災害を防止、軽減するために、地域住民、事業所などと共同して、地域の防災訓練や防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等を定めた計画（以下「地区防災計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

市は、地区防災計画について、提案があった場合、本計画との整合性を確認し、防災会議に図り、本計画に規定する。

６　事業継続力強化支援計画の策定

市は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第２２節　ボランティアの活動環境の整備

項　目	担　当
第１項　活動体制の整備	社会福祉協議会、福祉部、こども部、各総合支所
第２項　支援体制の整備	総務部、福祉部、こども部

《 基本方針 》

市及び市社会福祉協議会は、災害時に発生する膨大な作業や、被災した住民へのきめ細やかな支援を行うため、自発的に防災活動に参加するボランティアによる活動の環境の整備に努める。

第１項　活動体制の整備

１　ボランティアの種類と活動内容

市は、ボランティアと効果的に連携するために、次のようなボランティアの役割について理解し、平常時からその体制と連携方策について計画する。

（１）一般ボランティア

① 炊き出し、物資の仕分け、保管、配給
② 避難所運営の援助
③ 安否情報、生活情報の収集、伝達、ボランティア活動地までの送迎等
④ 避難所の衛生管理
⑤ 被災者や要配慮者等への援助活動

（２）専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者であって、災害支援の目的及び活動範囲が明確である者をいう。

① 災害支援ボランティア講習等の修了者
② アマチュア無線技士、大工、電気工事士等の資格を有する者
③ 医師、看護師、保健師、助産師、保育士等
④ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
⑤ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
⑥ 外国語、手話等の通訳者
⑦ その他の専門性を持つ者

２　ボランティア活動の体制の整備

（１）災害救援ボランティアセンターの立ち上げ

①　市社会福祉協議会が中心となり、災害発生時には速やかに市社会福祉協議会（松元町４街区 17 号）に「災害救援ボランティアセンター」を立ち上げる。

また、災害の被害規模によっては、サテライトセンターの立ち上げも検討を行う。

②　災害救援ボランティアセンターの活動内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　被災者のニーズ調査

イ　被災者やボランティアからの相談受付

ウ　被災者やボランティアに対する情報提供

エ　各関係機関・団体との連絡・調整

オ　その他の業務

- ボランティア活動希望者の派遣
- ボランティア活動プログラムの策定と提供
- ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

③　ボランティアの活動環境の整備としては、以下のとおりとする。

ア　住民、事業者等に対するボランティア活動の普及・啓発

イ　ボランティアの活動拠点の整備、情報通信手段となる非常時用電話、ファクシミリ、パソコン等通信機器等の資機材の整備

ウ　「災害救援ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定

エ　ボランティア保険への加入促進と保険料の助成

（２）ボランティアの養成、登録等

市社会福祉協議会では、効果的かつ効率的なボランティア活動が行えるよう、平常時から次のことを行う。

なお、男女共同参画の視点により、女性の要請・登録に配慮する。

①　災害救援ボランティアセンターの運営に係る人材の養成

②　ボランティア活動や避難所運営等に関する研修の実施

③　ボランティアの登録

第２項　支援体制の整備

１　支援体制の整備

市は、ボランティアの活動を支援するため、次のことを行う。

（１）支援環境の整備

① ボランティア活動の普及・啓発
② 活動拠点としての施設の提供
③ 教材や備品等の貸し出し、または提供
④ 事務用品等の提供
⑤ ボランティア保険への加入促進、及び保険料の助成
⑥ 災害廃棄物の処理体制の整備

（２）連絡調整窓口の設置

災害救援ボランティアセンターとの連携を確保するため、連絡調整窓口となる部署を定め、連絡調整員を派遣できる体制を整備する。

（３）協力関係の構築

災害時におけるボランティア活動との円滑な連携を図るため、平常時から市社会福祉協議会や日本赤十字社宮崎県支部都城市地区との情報の共有化を図り、協力関係の構築に努めるとともに、ボランティアの登録状況等の把握に努める。

第２３節　文教対策の推進

項　目	担　当
第１項　文教対策の推進	各学校（園）、教育委員会

《 基本方針 》

市は、児童・生徒、園児等（以下「児童・生徒等」という。）及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

第１項　文教対策の推進

１　児童生徒等の安全確保対策

① 東日本大震災において、児童・生徒等を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、大規模災害が発生した場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡しを原則とする。

保護者が引き取れない、または時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。

学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。

② 大規模災害の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童・生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておくものとする。

③ 非常時における児童・生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）の整備に努めるものとする。

④ 児童・生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を行うものとする。

⑤ 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童・生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておくものとする。

２　登下校・登退園の安全確保

児童・生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童・生徒等及び保護者への周知を図るものとする。

（１）通学・通園路の安全確保

① 通学路は、警察、消防団、自主防災組織、自治公民館等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。

② 児童・生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

③ 幼児の登退園時は、原則として個人またはグループごとに保護者が付き添うようにする。

（２）登下校等の安全指導

① 大規模災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行うものとする。

② 通学路や通園路の危険箇所は、児童・生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図るものとする。

③ 登下校時における危険を回避できるよう、児童・生徒等に対して具体的な注意事項の指導等を行うものとする。

第２４節　災害教訓の伝承

項　目	担　当
第１項　災害教訓の伝承	総務部、消防局、各総合支所

第１項　災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、住民は、自らも災害教訓の伝承に努めるものとする。

第２５節　防災のための調査研究

項　目	担　当
第１項　防災のための調査研究	総務部、消防局、各総合支所

《 基本方針 》

市は、災害の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進する。

第１項　防災のための調査研究

災害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害現象を引き起こす。

このため、市をはじめ、防災関係機関は、これらの現象を科学的に分析、検討できる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図る。

また、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備する。

調査研究は、以下の項目について行う。

① 本市災害の特性と傾向
② 災害危険箇所等の実態把握
③ 被害の想定
④ 災害情報システム（観測システムも含む。）
⑤ 救助活動支援システム